

# 宮古島市地域防災計画

## 《参考資料》



## 《参考資料 目 次》

### 【災害危険箇所・防災施設等】

資料 1-1	重要水防区域内・外の危険予想区域の現況.....	181
資料 1-2	土砂災害危険箇所の現況.....	181
資料 1-3	山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）.....	181
資料 1-4	県管理道路（指定区間外国道）危険区域.....	182
資料 1-5	海岸保全区域一覧.....	182
資料 2-1	避難所・避難場所・福祉避難所一覧.....	184
資料 2-2	市内医療機関一覧.....	190
資料 2-3	応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等.....	191
資料 2-4	遺体の収容所及び一時安置所一覧表.....	192
資料 2-5	市内文化財一覧表.....	193

### 【災害応急活動体制等】

資料 3-1	宮古島市災害対策本部組織図.....	196
資料 3-2	宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構.....	197
資料 3-3	配備体制・担当.....	210
資料 3-4	風水害時の警戒準備体制.....	215
資料 3-5	風水害時の災害警戒対策要員.....	217
資料 3-6	気象警報等の伝達系統図.....	219
資料 3-7	火災警報等の伝達系統図.....	219
資料 3-8	地方海上警報等の伝達系統図.....	219
資料 3-9	土砂災害警戒情報の伝達系統図.....	220
資料 3-10	異常現象発見者の通報系統図.....	220
資料 3-11	災害情報連絡系統図.....	221
資料 3-12	防災関係機関の収集情報・連絡系統.....	223
資料 3-13	林野火災時の通報連絡系統図.....	224
資料 3-14	危険物等災害の通報連絡系統図.....	224
資料 3-15	海上災害時の通報系統図.....	225
資料 3-16	空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図.....	226
資料 3-17	災害時優先指定電話.....	228
資料 3-18	県内防災関係機関一覧表.....	230
資料 3-19	自衛隊の災害派遣要請系統図.....	235
資料 3-20	自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧.....	236
資料 3-21	ヘリポートの準備要領.....	237
資料 3-22	避難勧告・指示者、警戒区域の設定者、及び避難勧告等の伝達ルート.....	239
資料 3-23	救急医療における災害発生の連絡系統図.....	240
資料 3-24	緊急輸送道路一覧.....	242
資料 3-25	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	243
資料 3-26	被災者生活再建支援制度について.....	249
資料 3-27	不発弾処理業務の流れ.....	251

### 【条例・基準・応援協定等】

資料 4-1	宮古島市防災会議条例.....	252
資料 4-2	宮古島市防災会議委員名簿.....	254
資料 4-3	宮古島市防災会議運営要綱.....	255
資料 4-4	宮古島市災害対策本部条例.....	257
資料 5-1	気象庁震度階級関連解説表.....	258
資料 5-2	特別警報・警報・注意報発表基準.....	261
資料 6-1	九州・山口 9 県災害時相互応援協定等.....	262

**【様式等】**

資料 7-1	災害対策配備要員名簿（様式）	266
資料 7-2	災害対策配備要員報告書（様式）	268
資料 7-3	災害概況調査票（様式）	269
資料 7-4	災害調査票（様式）	270
資料 7-5	災害報告様式及び記載方法（様式）	271
資料 7-6	自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）	290
資料 7-7	避難勧告発令情報（様式）	292
資料 7-8	避難者カード・避難者名簿（様式）	293
資料 7-9	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）	295
資料 7-10	食糧品等受払簿（様式）	297
資料 7-11	生活必需品等の供給状況（様式）	298
資料 7-12	行方不明者届出票、捜索者名簿（様式）	299
資料 7-13	遺体調書等（様式）	301
資料 7-14	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）	304
資料 7-15	ボランティア登録名簿（様式）	307
資料 7-16	り災証明願書等（様式）	308
資料 7-17	義援金等受領書（様式）	313
資料 7-18	避難行動要支援者名簿（様式）	314
資料 7-19	被災者台帳（様式）	315

参考資料

【災害危険箇所・防災施設等】

資料1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(1-1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
					延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
12	宮古土木事務所	宮古島市	琉球諸島沿岸	下地海岸	3,075	与那覇地区	1,585	与那覇地区	越波	228	41.9	35.0

「平成25年度沖縄県水防計画」

(1-2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
							延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
16	宮古土木事務所	宮古島市	琉球諸島沿岸	島尻海岸	500	島尻地区	500	島尻地区	護岸の崩壊	0	0.7	3

「平成25年度沖縄県水防計画」

資料1-2 土砂災害危険箇所の現況

市町村名	急傾斜地崩壊危険箇所			地すべり危険箇所	土石流危険渓流		
	I	II	III		I	II	III
宮古島市	1	1	0	2	0	0	0

(2-1) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

区域名	位置	保全対象		指定日／備考
		人家(戸)	公共的建物	
佐良浜(1)	池間添佐那浜	59	児童館(1)	S51. 8. 12
佐良浜(2)	前里添佐那浜	2		急傾斜地崩壊危険区域の指定：無

「平成25年度沖縄県水防計画」

(2-2) 地すべりによる危険が予想される箇所一覧

区域名	位置	面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象		
				人家(戸)	耕地(ha)	公共的建物施設の種類及び数
平瀬尾神崎	西原	134.6	無		8.0	農道1, 100m
与那浜崎		333.0	無		7.1	農道1, 450m

「平成25年度沖縄県水防計画」

資料1-3 山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

(3-1) 山腹崩壊危険地区

番号	危険地区番号		保安林指定	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
2	106	10	無	2	無	宮古島市	平良大神	22	2	市道
161	103	10	無	7	無	宮古島市	城辺福里			農道

参考資料

(3-2) 地滑り危険地区

番号	危険地区番号		保安林指定	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
5	103	10	有	43	無	宮古島市	城辺長間	0		市道

資料1-4 県管理道路（指定区間外国道）危険区域

番号	土木事務所	路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
50	宮古	国道 390 号	路面冠水	宮古島市城辺福里	50m	平良新里線及び市道	交通不能

〔平成 25 年度沖縄県水防計画〕

資料1-5 海岸保全区域一覧

国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覧表

(平成25年4月1日現在)

番号	所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示番号	備考
72	宮古土木事務所	島尻海岸	宮古島市平良字島尻	500	昭55. 1. 28	48	
73		池間海岸	宮古島市平良字池間	975 1, 042	昭52. 10. 6 平8. 2. 27	419 187	変更
74		上地海岸	宮古島市下地字上地	1, 295	昭52. 10. 6	419	
75		与那覇海岸	宮古島市下地字与那覇	786	昭52. 10. 6	419	
76		伊良部海岸	宮古島市伊良部	1, 300	昭50. 10. 2	411	

〔平成 25 年度沖縄県水防計画〕

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覧表

(平成25年4月1日現在)

番号	所属	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
49	宮古農林水産振興センター	狩俣東部	宮古島市平良字狩俣	600	昭47. 4. 25	127	
50		西島尻	宮古島市平良島尻	1, 380	昭47. 4. 25	127	
51		島尻	宮古島市平良島尻	1, 180	昭48. 10. 25	343	
52		島尻南	宮古島市平良島尻	2, 300	昭48. 10. 25	343	
53		松原	宮古島市平良松原	1, 052	平17・9・27	635	
54		西平安名崎	宮古島市平良西平安名崎	5, 100	昭50. 11. 27	4	
55		保良	宮古島市城辺保良	570	昭47. 4. 25	127	
56		浦底	宮古島市城辺浦底	370	昭47. 4. 25	127	
57		長北	宮古島市平良～城辺長北	1, 576	昭47. 10. 26	156	
58		新城	宮古島市城辺新城	800	昭50. 11. 27	4	
59		佐和田	宮古島市伊良部佐和田	3, 708	昭48. 10. 25	343	
60		来間	宮古島市下地来間	2, 920	昭50. 11. 27	4	
61		内浜	宮古島市下地内浜	1, 411	平5. 9. 28	737	
62		前浜	宮古島市下地前浜	3, 318 (3, 363)	平10. 9. 1 (平5. 9. 28)	666 (737)	指定 変更

〔平成 25 年度沖縄県水防計画〕

参考資料

水産庁所管海岸保全区域一覧表

(平成25年4月1日現在)

番号	所轄	漁港名	漁港管理者	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
46	宮古農林水産振興センター	佐良浜	県	131	昭57.4.15	231	
47		高野	宮古島市	1,100	昭49.11.11	443	
48		浦底	宮古島市	890	昭47.4.25	127	
49		島尻	宮古島市	270	昭47.4.25	127	島尻地区
50		島尻	宮古島市	500	平3.3.8	181	大神地区
51		佐和田	県	830	昭48.10.25	343	
52		博愛	県	515	平15.3.28	275	
53		久松	宮古島市	160	平16.3.9	163	

「平成25年度沖縄県水防計画」

国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覧表

(平成25年4月1日現在)

番号	所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
108	宮古土木事務所	長山港	宮古島市伊良部	720	昭50.10.2	411	重複
109		長山港	宮古島市池間添～字伊良部	356.54	昭63.9.6	643	
110		平良港	宮古島市平良字大浦	520	昭47.4.25	127	重複
111		平良港	宮古島市平良字荷川取	225	昭51.4.22	145	〃
112		平良港	宮古島市平良字西原	580	昭55.1.7	5	〃
113		平良港	宮古島市平良字久松	325	昭56.3.26	179	〃
114		平良港	宮古島市平良字下里	281	昭57.3.25	205	〃
115		平良港	宮古島市平良字久貝	335	昭59.11.6	867	〃
116		平良港	宮古島市平良字久貝	140	昭60.11.1	862	〃
117		平良港	宮古島市平良字下里アマヒサ地区	134.5	昭62.2.13	93	〃
118		平良港	宮古島市平良字下里大嶺	97.3	昭63.8.19	608	〃
119		平良港	宮古島市平良字下里大嶺	18.7	平4.10.2	790	〃
121		来間前浜港	宮古島市下地字与那覇	650	昭57.3.20	187	

「平成25年度沖縄県水防計画」

参考資料

資料2-1 避難所・避難場所・福祉避難所一覧

(1) 地震・津波災害時避難所

NO	地区	名称	所在地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
1	平良地区	平良第一小学校	宮古島市平良字下里 1141	625	1,249	
2		南小学校	宮古島市平良字下里 1068	625	1,249	
3		平良中学校	宮古島市平良字西里 724	747	1,494	
4		北小学校	宮古島市平良字西里 217	450	900	
5		東小学校	宮古島市平良字東仲宗根 698	560	1,119	
6		北中学校	宮古島市平良字西仲宗根 500	848	1,696	
7		久松小学校	宮古島市平良字久貝 933	292	584	
8		久松中学校	宮古島市平良字久貝 932	515	1,030	
9		鏡原小学校	宮古島市平良字下里 3107-2	286	572	
10		宮原小学校	宮古島市平良字東仲宗根添 2928	300	600	
11		鏡原中学校	宮古島市平良字下里 3107-3	669	1,338	
12		西辺小学校	宮古島市平良字西原 1081	449	997	
13		西辺中学校	宮古島市平良字西原 1138	374	748	
14		狩俣小学校	宮古島市平良字狩俣 1242	292	584	
15		宮島小学校	宮古島市平良字島尻 1393	300	600	
16		狩俣中学校	宮古島市平良字狩俣 4337	669	1,338	
17		県立宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里 288			
18		県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里 718-1			
19		県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根 968-4			
20	城辺地区	砂川小学校	宮古島市城辺字砂川 605	447	894	
21		砂川中学校	宮古島市城辺字砂川 599	515	1,030	
22		西城小学校	宮古島市城辺字西里添 1048	447	894	
23		西城中学校	宮古島市城辺字西里添 1080	515	1,030	
24		城辺小学校	宮古島市城辺字福里 878	519	1,038	
25		城辺中学校	宮古島市城辺字福里 616	427	853	
26		福嶺小学校	宮古島市城辺字新城 448	432	864	
27		福嶺中学校	宮古島市城辺字新城 634	415	830	
28	地下地区	下地小学校	宮古島市下地字洲鎌 305	553	1,106	
29		下地中学校	宮古島市下地字洲鎌 250	771	1,541	
30		来間小中学校	宮古島市下地字来間 1	314	627	
31	地上地区	上野小学校	宮古島市上野字野原 734-2	555	1,110	
32		上野中学校	宮古島市上野字新里 356-1	515	1,030	
33	伊良部地区	伊良部小学校	宮古島市伊良部字長浜 1401	460	919	
34		伊良部中学校	宮古島市伊良部字国仲 418	599	1,198	
35		佐良浜小学校	宮古島市伊良部字前里添 717	450	900	
36		佐良浜中学校	宮古島市伊良部字池間添 1720	794	1,587	
37		県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添 1709-1			

参考資料

(2) 地震・津波災害時避難場所

NO	地区	名称	所在地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
1	平良地区	平良第一小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 1141	625	1,249	
2		南小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 1068	625	1,249	
3		平良中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西里 724	747	1,494	
4		北小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西里 217	450	900	
5		東小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字東仲宗根 698	560	1,119	
6		北中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西仲宗根 500	848	1,696	
7		久松小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字久貝 933	292	584	
8		久松中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字久貝 932	515	1,030	
9		鏡原小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 3107-2	286	572	
10		宮原小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字東仲宗根添 2928	300	600	
11		鏡原中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 3107-3	669	1,338	
12		西辺小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西原 1081	449	997	
13		西辺中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西原 1138	374	748	
14		狩俣小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字狩俣 1242	292	584	
15		狩俣中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字狩俣 4337	669	1,338	
16		宮島小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字島尻 1393	300	600	
17		県立宮古総合実業高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 288	8,716	17,432	
18		県立宮古高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西里 718-1	18,674	37,347	
19		県立宮古工業高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字東仲宗根 968-4	9,482	18,963	
20		市立久松地区公民館	宮古島市平良字久貝 223	313	625	
21		市立西原地区公民館	宮古島市平良字西原 1078-2	313	625	
22		市立下崎地区公民館	宮古島市平良字荷川取 486-1	302	603	
23		荷川取公民館	宮古島市平良字荷川取 191	228	455	
24		荷川取公園	宮古島市平良字荷川取地内 (149, 外 37 筆)	19,000	38,000	
25		腰原公民館	宮古島市平良字下里 1309			
26		富名腰コミュニティセンター	宮古島市平良字西里 1114-2			
27		七原コミュニティセンター	宮古島市平良字霜里 3107-292			
28		地盛農村集会場	宮古島市平良字下里 2116			
29		地盛農村公園	宮古島市平良字下里 2118			

参考資料

NO	地区	名称	所在地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
30	平良地区	山中公民館	宮古島市平良字下里 3107-243			
31		盛加農村公園	宮古島市平良字西里 1472-84			
32		野原越公民館	宮古島市平良字西里 1859-4			
33		細竹公民館 (広場)	宮古島市平良字東仲宗根添 1477-2			
34		とびとり会館	宮古島市平良字東仲宗根添 2941-1			
35		成川公民館	宮古島市平良字荷川取 1251-8			
36		福山農村研修集会所	宮古島市平良字西原 2344-2			
37		大浦農村研修集会所	宮古島市平良字大浦 433-1			
38		島尻農村研修集会所	宮古島市平良字島尻 1436			
39		パーントウの里会館	宮古島市平良字島尻 36			
40		狩俣集落センター	宮古島市平良字狩俣 1255-1			
41		大神島離島振興コミュニティ センター	宮古島市平良字大神 145	110	219	
42		カママ嶺公園	宮古島市平良字下里 407-1	54,500	109,000	
43		盛加越公園	宮古島市平良字東仲宗根 547	12,000	24,000	
44		大野越公園	宮古島市平良東仲宗根添 1116	61,600	123,200	
45		城辺地区	砂川小学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字砂川 605	447	894
46	砂川中学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字砂川 599	515	1,030	
47	西城小学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字西里添 1048	447	894	
48	西城中学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字西里添 1080	515	1,030	
49	城辺小学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字福里 878	519	1,038	
50	城辺中学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字福里 616	427	853	
51	福嶺小学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字新城 448	432	864	
52	福嶺中学校 (グラウンド)		宮古島市城辺字新城 634	415	830	
53	保良農村総合管理センター		宮古島市城辺字保良 424			
54	七又公民館		宮古島市城辺字保良 133			
55	吉野公民館		宮古島市城辺字保良 886-2			
56	新城公民館		宮古島市城辺字新城 919			
57	皆福農事集会所		宮古島市城辺字新城 280-1			
58	福東集落センター		宮古島市城辺字福里 221			
59	福中部落公民館		宮古島市城辺字福里 1196			
60	福北集落センター		宮古島市城辺字福里 121			
61	福南公民館 (広場)		宮古島市城辺字福里 848-2			

参考資料

NO	地区	名称	所在地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
62	城辺地区	西東地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字西里添 158			
63		仲原公民館 (広場)	宮古島市城辺字福里 1403-1			
64		加治道農村総合管理センター	宮古島市城辺字比嘉 936-1			
65		比嘉地域総合施設	宮古島市城辺字比嘉 59			
66		長北集落センター	宮古島市城辺字長間 224-3			
67		長間中区公民館 (広場)	宮古島市城辺字長間 42			
68		長南公民館 (広場)	宮古島市城辺字長間 689-1			
69		吉田地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字西里添 1298			
70		西々公民館	宮古島市城辺字西里添 1021-3			
71		西中集落農事業集会所	宮古島市城辺字西里添 709-8			
72		上区構造改善センター	宮古島市城辺字下里添 905			
73		下南公民館 (広場)	宮古島市城辺字下里添 69-1			
74		砂川最寄集会所	宮古島市城辺砂川 606-5			
75		砂川構造改善センター	宮古島市城辺砂川 218	81	161	
76		友利集落センター (広場)	宮古島市城辺字友利 54-2			
77		城辺総合公園	宮古島市城辺字福里 245-3	101, 800	203, 600	
78		福里公園	宮古島市城辺字福里 359-1	42, 000	84, 000	
79		下地地区	下地中学校 (グラウンド)	宮古島市下地字洲鎌 250	771	1, 541
80	下地小学校 (グラウンド)		宮古島市下地字洲鎌 305	553	1, 106	
81	来間小中学校 (グラウンド)		宮古島市下地字来間 1	314	627	
82	川満構造改善センター		宮古島市下地字川満 191-1			
83	下地公民館		宮古島市下地字上地 628-1	892	1, 783	
84	ツマジ公園		宮古島市下地字洲鎌 570	2, 600	5, 200	
85	上野地区		上野小学校 (グラウンド)	宮古島市上野字野原 734-2	555	1, 110
86		上野中学校 (グラウンド)	宮古島市上野字新里 356-1	515	1, 030	
87		名嘉山公民館	宮古島市上野字宮国 1557-1			
88		宮国公民館	宮古島市上野字宮国 1241-3			
89		大嶺集落センター	宮古島市上野字宮国 1302-1			
90		新里構造改善センター	宮古島市上野字新里 46-2	79	158	
91		高田公民館	宮古島市上野字新里 524-3			
92		豊原公民館	宮古島市上野字豊原 814-3			
93		野原農民研修所	宮古島市上野字野原 1087			
94		野原コミュニティ公園	宮古島市上野字野原 295-5	3, 000	6, 000	
95		千代田集落場	宮古島市上野字野原 434			
96	上野農村環境改善センター	宮古島市上野字上野 708-1	713	1, 426		
97	伊良部地区	伊良部小学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字長浜 1401	460	919	
98		伊良部中学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字国仲 418	599	1, 198	

参考資料

NO	地区	名称	所在地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
99	伊良部地区	佐良浜小学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字前里添 717	450	900	
100		佐良浜中学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字池間添 1720	794	1,587	
101		県立伊良部高等学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字前里添 1709-1	10,313	20,625	
102		伊良部カントリーパーク	宮古島市伊良部字前里添 946	40,500	81,000	

(3) 風水害時避難所

NO	名称	所在地	収容力 (人)	面積(㎡)	備考
1	宮古島市役所 (平良庁舎)	宮古島市平良字西里 186	90	179	
2	宮古島市役所 (城辺庁舎)	宮古島市城辺字福里 600-1	180	360	
3	宮古島市役所 (上野庁舎)	宮古島市上野字上野 395-1	35	70	
4	下地公民館	宮古島市下地字上地 628-1	437	874	
5	宮古島市役所 (伊良部庁舎)	宮古島市伊良部字長浜 1296	173	345	
6	来間離島振興総合センター	宮古島市下地字来間	150	300	
7	大神島離島振興コミュニティ センター	宮古島市平良字大神	110	219	

(4) 地震・津波災害時福祉避難所

NO	名称	所在地	備考
1	施設介護 まごころ	宮古島市平良字西里 1034-1	
2	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ケアハウス いけむら	宮古島市平良字荷川取 290	
3	沖縄県社会福祉事業団 宮古厚生園	宮古島市平良字西仲宗根 745-7	
4	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ふれあいの里	宮古島市平良字西仲宗根 1327-1	
5	小規模多機能型居宅介護事業所 ともの家	宮古島市平良字西里 162	
6	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原 552-1	
7	うむやすみやあす・ん診療所	宮古島市平良字下里 1477-4	
8	社会福祉法人ユームツ会 青潮園	宮古島市平良字下里 2632-1	
9	平良保健センター	宮古島市平良字下里 442	
10	働く女性の家 (ゆいみなー)	宮古島市平良字下里 442	
11	城辺中央介護支援センター	宮古島市城辺字比嘉 628-5	
12	小規模多機能型居宅介護事業所 たかやま	宮古島市上野字新里 420-3	
13	特別養護老人ホーム 松風園	宮古島市伊良部字長浜 1025-3	

参考資料

(5) 風水害時福祉避難所

NO	名称	所在地	備考
1	施設介護 まごころ	宮古島市平良字西里 1034-1	
2	社会福祉法人ムサアザ福祉ケアハウスいけむら	宮古島市平良字荷川取 290	
3	社会福祉法人ムサアザ福祉ふれあいの里	宮古島市平良字西仲宗根 1327-1	
4	沖縄県社会福祉事業団 宮古厚生園	宮古島市平良字西仲宗根 745-7	
5	小規模多機能型居宅介護事業所 ともの家	宮古島市平良字西里 162	
6	うむやすみやあす・ん診療所	宮古島市平良下里字 1477-4	
7	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原 552-1	
8	社会福祉法人ユームツ会 青潮園	宮古島市平良字下里 2632-1	
9	小規模多機能型居宅介護事業所 たかやま	宮古島市上野字新里 420-3	
10	城辺中央介護支援センター	宮古島市城辺比嘉字 628-5	
11	特別養護老人ホーム 松風園	宮古島市伊良部字長浜 1025-3	

参考資料

資料2-2 市内医療機関一覧

	医療機関名	院長氏名	所在地	電話番号
1	いけむら小児科	池村幸	平良字西里 978-2	73-4970
2	いけむら外科	池村栄作	平良字西里 978-2	73-6300
3	池村内科医院	池村眞	平良字東仲宗根 194	72-3500
4	稲村耳鼻咽喉科	稲村達哉	平良字久貝 669-1	74-1187
5	いしみねクリニック	伊志嶺みち子	平良字西里 269-5	75-5878
6	奥平産婦人科	奥平忠夫	平良字下里 1259-4	72-3026
7	宮古島リハビリ温泉病院	奥原典一	平良字東仲宗根添 1898-7	73-0800
8	下地内科医院	下地常之	平良字下里 1259-1	72-9068
9	下地眼科医院	下地輝子	平良字下里 577-1	73-2228
10	城辺中央クリニック	下地晃	城辺字比嘉 628-5	77-4693
11	おおはらクリニック	砂川明雄	平良字下里 1099-3	72-9806
12	砂川整形外科医院	砂川隆治	平良字西里 352	72-2366
13	みやこ母子クリニック	砂川恵栄	平良字東仲宗根 596	73-4103
14	砂川内科医院	下地美幸	平良字西里 796-3	73-0037
15	中村循環器科・内科	中村貢	平良字西里 350	72-2228
16	ひが小児科	比嘉富二	平良字西里 781-5	73-1477
17	比嘉内科胃腸科医院	比嘉一雄	平良字下里 5	73-2161
18	真喜屋精神神経科	真喜屋浩	平良字西原 2251-5	73-1000
19	真壁眼科	真壁正明	平良字西里 787-1	73-2200
20	ふじ胃腸科	宮里不二雄	平良字下里 851-9	72-1501
21	宮古島徳洲会病院 (救急告示病院)	酒井英二	平良字松原 552-1	73-1100
22	宮古島徳洲会病院伊良部診療所	宮原真哉	伊良部字前里添 639-2	78-6661
23	みやぎMs. クリニック	宮城博子	平良字久貝 1068-15	75-0722
24	うむやすみやあす・ん診療所	竹井太	平良字下里 1477-4	73-3854
25	くらはし整形外科クリニック	倉橋豊	平良字西里 782-1	75-5550
26	沖縄県立宮古病院 (救急告示病院)	安谷屋正明	平良字下里 427-1	72-3151
27	宮古休日・夜間救急診療所	藤川栄吉	平良字下里 427-1	72-2008
28	下地診療所	打出啓二	下地字上地 634-1	74-7878
29	きしもと内科医院	岸本邦弘	平良字下里 1555-1	79-0501
30	原皮フ科	原 洋子	下地字上地 430-4	76-3838
31	ドクターゴン診療所	泰川恵吾	上野字宮国 746-17	76-2788
32	松田整形外科医院	松田 ひろみ	平良字久貝 787-1	73-3300

参考資料

資料2-3 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

(宮古島市消防本部)

種 別	タンク容量 (ℓ)	保有数(台)	所 管	備 考
タ ン ク 車	10,000	1	消防署	平良字下里 1792-6 tel72-4358 fax 73-1682
	10,000	1	上野出張所	上野字新里 235-253 tel76-2086 fax76-3514
	5,000	1	伊良部出張所	伊良部字前里添 1100-11 tel78-3553 fax78-4962
水槽付きポンプ車	2,000	1	消防署	平良字下里 1792-6
	3,000	1	上野出張所	上野字新里 235-253
水槽付きポンプ車	1,500	1	消防署	平良字下里 1792-6
水槽付きポンプ車	2,000	1	伊良部出張所	伊良部字前里添 1100-11 tel78-3553 fax78-4962
計		7		

(宮古島市上下水道部)

種 別	容 量 (ℓ)	保有数 (個)	所 管	備 考
非常用飲料水袋	6	500	工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 794-3 tel72-2652・72-2653 fax72-2647

資料2-4 遺体の収容所及び一時安置所一覧表

番号	施設名	電話	面積 (㎡)	床構造	水道	所有者等		駐車場面積 (㎡)	収容可能人数	連絡責任者	電話
						所有・管理者	電話				
1	宮古島市総合体育館	0980 73-4469	4,100	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 73-3125	386 体育館横の空き地 (5,700)	2,050	市民スポーツ課長	(職) 73-4469
2	宮古島市中央公民館	0980 73-1123	2,520	プラスチック クタイル	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	2,853	1,260	生涯学習振興課長	(職) 77-4946
3	宮古島市下地勤労者体育センター	0980 76-6968	1,629	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 73-3125	3,523	814	市民スポーツ課長	(職) 73-4469
4	宮古島市上野体育館	0980 76-2811	3,333	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 73-3125	4,182	1,666	市民スポーツ課長	(職) 73-4469
5	宮古島市城辺農業者トレーニングセンター	0980 77-5139	1,579	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 73-3125	3,137 隣接する改善センター駐車場含む	789	市民スポーツ課長	(職) 73-4469
6	伊良部公民館	0980 78-3558	1,504	プラスチック クタイル	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	3,584	600	生涯学習振興課長	(職) 77-4946
7	大神島離島振興コミュニティセンター	0980 72-5030	219	ビニール 床タイル	有り	宮古島市長	(職) 72-3751	138	109	財政課長	(職) 72-4788

※ 緊急連絡先：総務課・防災危機管理係 72-3751 (内 369) 直通 72-1277 携帯 090-3796-0180

※ 面積は建物の床面積、駐車場の面積はおおよその面積である。

参考資料

資料2-5 市内文化財一覧表

文化財（遺跡・史跡・御獄）

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
仲宗根豊見親の墓	建造物史跡	平良字西仲宗根 真玉 3	国指定 県指定	平成 5. 4. 20 昭和 31. 2. 22
アトンマ墓	建造物	平良字西仲宗根	国指定	平成 5. 4. 20
知利真良豊見親の墓	建造物	平良字西仲宗根	国指定	昭和 42. 4. 20
大和井	史跡	平良字西仲宗根不在 手 369	国指定	平成 4. 12. 18
ドイツ皇帝博愛記念碑	史跡	平良字西里	県指定	昭和 31. 2. 22
上比屋山遺跡	史跡	城辺字砂川	県指定	昭和 31. 2. 22
高腰城跡	史跡	城辺字比嘉	県指定	平成 3. 8. 2
喜佐真御獄	有形民俗	下地字川満	県指定	昭和 56. 2. 9
ウイピャムトウの祭場	有形民俗	城辺字砂川前原 1137	県指定	昭和 56. 11. 5
城辺町の友利のあま井	有形民俗	城辺字砂川 1302-2	県指定	昭和 56. 3. 30
スムリャーミャーカ	史跡	下地字来間	県指定	昭和 50. 2. 13
下地町の池田缸	史跡	下地字上地ツボヤ	県指定	昭和 52. 7. 11
野原丘の霊石	史跡	上野字野原鏡原	県指定	昭和 31. 2. 2
久松みゃーか（巨石墓）群	建造物	久貝 222 松原 37～	市指定	昭和 49. 8. 29
西ツガ墓	建造物	下里 199-1	市指定	昭和 52. 3. 16
平良第一小学校の正門と石垣	建造物	下里 1141-1	市指定	平成 11. 8. 20
下地家の古墓	建造物	下里 184	市指定	平成 16. 4. 15
イスッガー（磯井）	有形民俗	狩俣 4424-1	市指定	平成 6. 5. 9
クスヌガー（後の井戸）	有形民俗	狩俣 4422	市指定	平成 6. 5. 9
張水御獄と石垣	史跡	平良字西里 8	市指定	昭和 49. 8. 29
観音堂経塚	史跡	平良字西里 2	市指定	〃
漲水石畳道	史跡	平良字西里	市指定	〃
下地仁屋利社の墓碑	史跡	平良字西仲宗根 611-1	市指定	昭和 49. 9. 12
祥雲寺の石垣	史跡	平良字西里 4	市指定	昭和 50. 12. 11
盛加がー	史跡	平良字東仲宗根	市指定	〃
西銘御獄	史跡	平良字東仲宗根 2672～2669-2	市指定	昭和 52. 3. 16

参考資料

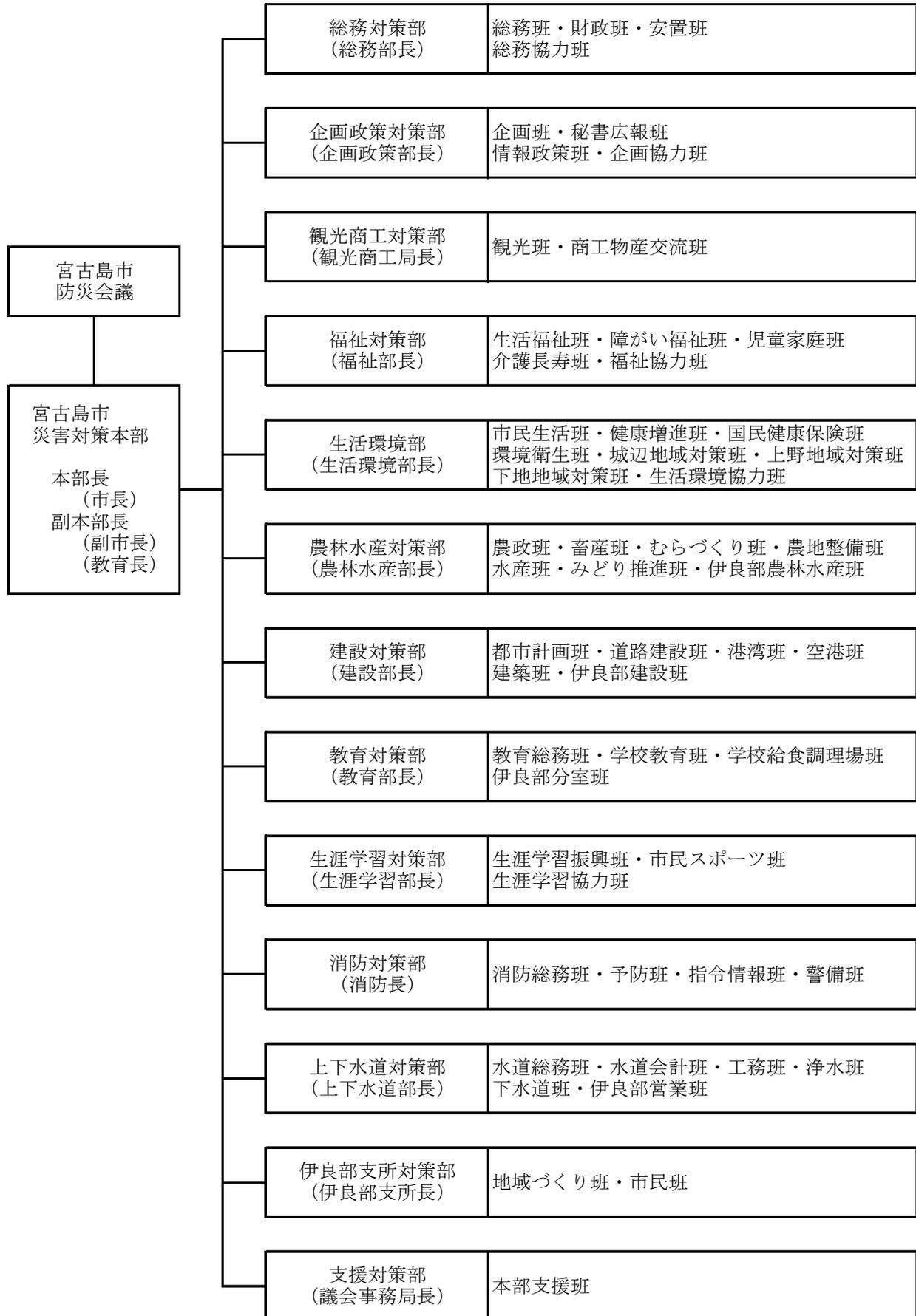
名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
島尻元島とシナカガー	史跡	平良字島尻 1484～	市指定	昭和 53. 2. 7
島尻遠見番所	史跡	平良字島尻 1528	国指定	平成 19. 3. 23
四島の主の墓	史跡	平良字狩俣 4249	市指定	昭和 53. 3. 6
鏡原馬場跡	史跡	平良字下里 3034-1	市指定	昭和 54. 2. 6
狩俣遠見番所	史跡	平良字狩俣 4417-1	国指定	平成 19. 3. 23
池間遠見番所	史跡	平良字池間 71-4	国指定	平成 19. 3. 23
住屋遺跡（俗称・尻間）	史跡	平良字西里 188	市指定	昭和 57. 10. 21
ミノズマ遺跡の井戸	史跡	平良字松原 949	市指定	昭和 58. 3. 24
海軍特攻艇格納秘匿壕	史跡	平良字狩俣 2569	市指定	平成 16. 4. 15
瑞福隧道	建造物	城辺字比嘉	市指定	平成 14. 5. 14
野加那泉	有形民俗	城辺字比嘉 1624	市指定	平成 3. 1. 8
ぐすくべのアギイス（カ石）	有形民俗	城辺字保良	市指定	昭和 14. 5. 14
ぐすくべのアギイス（カ石）	有形民俗	城辺字新城	市指定	〃
ぐすくべのアギイス（カ石）	有形民俗	城辺字西里添	市指定	〃
七又のミーマガー	有形民俗	城辺字福里	市指定	〃
山川ウプカー	有形民俗	城辺字長間	市指定	〃
マムヤの屋敷跡 機織り場・墓	史跡	城辺字保良 970-14 保良 122-2	市指定	平成 3. 4. 9
野城泉	史跡	城辺字福里 2-8	市指定	〃
金志川泉	史跡	城辺字友利 445	市指定	平成 6. 4. 12
保良元島遺跡	史跡	城辺字保良北久場間 970-1 城辺字保良平安名 122-1 保良北久場間 970-7 保良久場間 44～184	市指定	〃
赤崎御嶽	有形民俗	下地字与那覇東原 1603	市指定	昭和 56. 2. 17
ツヌジ御嶽	有形民俗	下地字洲鎌 571	市指定	〃
真屋御嶽	有形民俗	下地字洲鎌 467-1	市指定	〃
赤名宮	有形民俗	下地字上地 709-2	市指定	〃
川満大殿の古墓	史跡	下地字洲鎌 280	市指定	昭和 51. 11. 1
来間川（泉）	史跡	下地字来間 99	市指定	〃
与那覇支石墓	史跡	下地字与那覇 201	市指定	〃
来間遠見番所	史跡	下地字来間 71-2	国指定	平成 19. 3. 23
松村家の井戸の縁石	史跡	下地字洲鎌 433	市指定	昭和 55. 1. 10
クバカ城跡	史跡	下地字嘉手苺 181	市指定	平成 7. 12. 11

参考資料

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
キャーザ井	有形民俗	上野字新里	市指定	昭和51. 7. 5
スカプヤー御嶽	有形民俗	上野字宮国	市指定	〃
大嶽城跡	史跡	上野字野原	市指定	〃
御船の親御嶽	史跡	上野字新里	市指定	〃
好善ミガガマ御嶽	史跡	上野字宮国	市指定	昭和54. 3. 9
ドイツ商船遭難之地碑	史跡	上野字宮国	市指定	〃
アナ井	史跡	上野字宮国	市指定	〃
アマ井	史跡	上野字宮国	市指定	〃
テマカ城跡	史跡	上野字宮国	市指定	〃
ピンザアブ遺跡	史跡	上野字野原	市指定	昭和56. 3. 27
魚垣	有形民俗	伊良部字佐和田礁湖内	市指定	昭和54. 5. 11
サバウツガー	史跡	伊良部字前里添 553-1	市指定	昭和50. 8. 1
スサビミヤーカー	史跡	伊良部字伊良部 1304	市指定	昭和53. 5. 15
下地島巨岩	史跡	伊良部字佐和田下地島端	市指定	昭和54. 6. 1
ヤマトブー大岩	史跡	伊良部字池間添 923-5	市指定	昭和54. 8. 3
アラガー	史跡	伊良部字佐和田 1482-1	市指定	昭和55. 6. 26
フナハガー	史跡	伊良部字伊良部 1365	市指定	昭和56. 7. 28
神里ガー	史跡	伊良部字仲地 271	市指定	〃
ダキフガー	史跡	伊良部字伊良部 24-1	市指定	昭和56. 12. 23
ピヤーズ御嶽 (クンマウキャー)	史跡	伊良部字池間添 923-2	市指定	平成6. 6. 25
乗瀬御嶽	史跡	伊良部字伊良部 1391-10	市指定	〃
佐和田ユークイ	史跡	伊良部字佐和田 248	市指定	〃
カナマラアブ	史跡	伊良部字池間添 1261-3	市指定	〃
ウスバリアブ	史跡	伊良部字池間添 1261-5	市指定	〃
タウワインミィアブ	史跡	伊良部字池間添 1036-8	市指定	〃
アブガーNo.1	史跡	伊良部字池間添 1777-1	市指定	〃
アブガーNo.2	史跡	伊良部字池間添 1261-5	市指定	〃
ヌドクビアブ	史跡	伊良部字池間添 2303-1	市指定	〃
ティーズアブ	史跡	伊良部字池間添 2354	市指定	〃
黒浜御嶽	史跡	伊良部字佐和田 1181-1	市指定	〃
砂川遠見番所	史跡	城辺砂川 887-2	国指定	平成19. 3. 23

【災害応急活動体制等】

資料3-1 宮古島市災害対策本部組織図



参考資料

資料3-2 宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長	総務班	総務課長	総務課員	1 本部の設置及び閉鎖に関する事。                     2 本部会議に関する事。                     3 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事。                     4 部内及び各部への連絡調整に関する事。                     5 自治会との避難所設置、その他連絡調整に関する事。                     6 災害活動全般に関わる配備体制の指示伝達に関する事。                     7 非常通信の運用及び災害の啓発運動に関する事。                     8 気象情報等の収集・広報伝達に関する事。                     9 被害状況の収集総括に関する事。                     10 県、その他関係機関に対する被害報告に関する事。                     11 り災証明の発行に関する事。	4	8	全員	全員
		財政班	財政課長	財政課員	1 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。                     2 市有車両の管理及び配車に関する事。                     3 庁舎の防災及び保全対策に関する事。                     4 災害対策の予算措置に関する事。	3	6	12	全員
		総務協力班	納税課長	納税課員	1 各部被害状況の調査収集及び報告に関する事。                     2 部内各班の応援に関する事。	0	1	3	全員
			税務課長	税務課員	1 被災者に対する市税の減免、徴収猶予に関する事。                     2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	4	全員
			契約検査課長	契約検査課員	1 他の班の協力支援に関する事。	0	1	3	全員
			行財政改革班長	行財政改革班員	1 他の班の協力支援に関する事。	0	1	2	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長	総務協力班	中央図書館等建設準備室長	中央図書館等建設準備室員	1 他の班の協力支援に関すること。	0	1	2	全員
			会計課長	会計課員	1 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 2 義援金等の受け入れ、管理・保管に関すること。 3 他の班の協力支援に関すること。	0	1	2	全員
		安置班	総務課長	各部各班からの応援をもって結成	1 状況に応じ、本部長の指示により結成され、遺体安置所の開設、遺体の収容、安置全般に関すること。	必要に応じて配備			
企画政策対策部	企画政策部長	企画班	企画調整課長	企画調整課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 救援物資等の受け入れ及び配給に関すること	0	1	5	全員
		秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	1 本部長、副本部長との調整に関すること。 2 災害の取材及び災害記録の収集に関すること。 3 災害に関する広報・広聴及び報道機関との連絡に関すること。 4 災害見舞い及び被災者の応接に関すること。	1	3	6	全員
		情報政策班	情報政策課長	情報政策課員	1 通信回線や通信機器の確保、庁内LANに関すること。 2 被災情報、避難や救援の実施状況、災害等への対応状況。 3 安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの集積、整理及び集約に関すること。（安否情報システムLGWANの活用）	0	1	3	全員
		企画協力班	働く女性の図書館長	職員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	2	全員
エアランド推進課長	エアランド推進課員		1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	4	全員		

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
観光商工対策部	観光商工局長	観光班	観光課長	観光課員	1 観光関係の調査及びその対策に関する事 2 所管の関係団体との連絡調整に関する事 3 市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関する事 4 観光客への情報提供に関する事 5 市内在外国人の被害状況調査及び収集に関する事	0	1	3	全員
		商工物産交流班	商工物産交流課長	商工物産交流課員	1 商工物産交流関係の調査及びその対策に関する事 2 所管の関係団体との連絡調整に関する事 3 被災者への食糧、生活必需品の調達及び配給に関する事 4 ボランティアの受け入れに関する事	0	1	3	全員
福祉対策部	福祉部長	生活福祉班	生活福祉課長	生活福祉課員	1 部内の連絡調整に関する事 2 災害救助法の事務に関する事 3 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事 4 災害時要援護者の避難誘導及び災害支援対策に関する事 5 所管の関係団体との連絡調整に関する事 6 被災者の生活資金等の融資相談に関する事。(社協等関係団体への案内) 7 部内の他班に属さない事	1	4	8	全員
		障がい福祉班	障がい福祉課長	障がい福祉課員	1 身体障がい者、知的障がい者等、災害時要援護者の誘導及び災害支援対策に関する事 2 他の班の協力支援に関する事 3 市内の関係機関団体(障がい者等)との連絡調整に関する事	1	4	10	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
福祉対策部	福祉部長	児童家庭班	児童家庭課長	児童家庭課員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事 2 児童・母子等の災害支援対策に関する事 3 市内の保育施設との連絡調整に関する事 4 他の班の協力支援に関する事	0	1	5	全員
		介護長寿班	介護長寿課長	介護長寿課員	1 高齢者等、災害時要援護者の避難誘導及び災害支援対策に関する事 2 他の班の協力支援に関する事 3 市内の関係機関団体（介護施設等）との連絡調整に関する事	1	5	13	全員
		福祉協力班	福祉監査班長	福祉監査班員	1 関係機関との連絡調整に関する事 2 他の班の協力支援に関する事	0	1	2	全員
			伊良部福祉室長	伊良部福祉室員	1 関係機関との連絡調整に関する事 2 他の班の協力支援に関する事	1	3	4	全員
生活環境部	生活環境部長	市民生活課	市民生活課長	市民生活課員	1 避難誘導及び避難所の設置に関する事 2 避難者の収容及び避難所の運営、管理に関する事 3 避難所における被災者の支援に関する事 4 被災者及び救援物資の輸送に関する事 5 安否情報リストの作成に関する事	1	6	16	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
生活環境部	生活環境部長	健康増進班	健康増進課長	健康増進課員	1 救護班の編成・派遣及び被災者の応急救護に関する事。                     2 医療及び助産に関する事。                     3 医薬品及び衛生資材の調達、配分に関する事。                     4 市内にある医療機関との連絡調整に関する事。                     5 感染症対策（臨時予防接種）に関する関係機関との連絡調整に関する事。	0	1	5	全員
		国民健康保険班	国民健康保険課長	国民健康保険課員	1 避難所での炊き出しに関する事。                     2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	5	全員
		環境衛生班	環境衛生課長	環境衛生課員	1 災害地域の環境衛生に関わる感染症対策に関する事。                     2 浸水家屋の衛生消毒に関する事。                     3 ゴミ及びし尿収集運搬、処理に関する事。                     4 動物の死体の収容及びその処置に関する事。                     5 動物の保護、収容に関する事。                     6 感染症対策に関する関係機関との連絡調整に関する事。	1	5	9	全員
		城辺地域対策班	城辺支所長	城辺支所員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部との連絡調整に関する事。                     2 支所職員の動員及び配置に関する事。                     3 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する事。                     4 所管地域の広報に関する事。                     5 地域の所管事業等の被害調査及び関係部との連絡調整に関する事。                     6 部内の他班に属さない事。                     7 地域の人的被害調査及び関係部との連絡調整に関する事。	1	6	全員	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数					
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備		
生活環境部	生活環境部長	上野地域対策班	上野支所長	上野支所員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 4 所管地域の広報に関すること。 5 地域の所管事業等の被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。 6 部内の他班に属さないこと。 7 地域の人的被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。	1	4	全員	全員		
					下地地域対策班	下地支所長	下地支所員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 4 所管地域の広報に関すること。 5 地域の所管事業等の被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。 6 部内の他班に属さないこと。	1	4	全員
		生活環境協力班	まちづくり振興班長	まちづくり振興班員				1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	3
					環境施設整備室長	環境施設整備室員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	3	全員
							伊良部生活環境室長	伊良部生活環境室員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	1	2

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
農林水産対策部	農林水産部長	農政班	農政課長	農政課員	1 部内の連絡調整に関する事。 2 所管の被害調査及びその対策に関する事。 3 部内の他班に属さない事。	1	5	11	全員
		畜産班	畜産課長	畜産課員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	7	1	3	全員
		むらづくり班	むらづくり課長	むらづくり課員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	7	全員
		農地整備班	農地整備課長	農地整備課員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	10	全員
		水産班	水産課長	水産課員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 所管の関係団体と連絡調整に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 公園避難所の設置に関する事。 5 他の班の協力支援に関する事。	0	1	4	全員
		みどり推進班	みどり推進課長	みどり推進課員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 所管の関係団体と連絡調整に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 公園避難所の設置に関する事。 5 他の班の協力支援に関する事。	0	1	3	全員
		伊良部農林水産班	伊良部農林水産室長	伊良部農林水産室員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	1	3	6	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
建設対策部	建設部長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 公園避難所の設置に関すること。 5 区画整理地区域の保全に関すること。 6 部内の他班に属さないこと。	1	5	13	全員
		道路建設班	道路建設課長	道路建設課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 地すべり、急傾斜地区域等の警戒巡視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 水防に関すること。 6 交通不能箇所及び通行路線の把握に関すること。 7 部内の他班に属さないこと。	1	5	11	全員
		港湾班	港湾課長	港湾課員	1 港湾の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。 2 高潮対策に関すること。 3 災害時における公有水面（海面に限る）の管理に関すること。 4 所管の関係団体との連絡調整に関すること。	0	1	4	全員
		空港班	空港課長	空港課員	1 空港施設関係の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。	0	1	3	全員
		建築班	建築課長	建築課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 応急仮設住宅の維持管理及び入退去に関すること。 3 他の班の協力支援に関すること。	1	4	7	全員
		伊良部建設班	伊良部建設室長	伊良部建設室員	1 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 関係部との連絡調整に関すること。	1	2	4	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 職員の動員及び配置に関すること。 3 所管の災害対策に必要な経費に関すること。 4 部内の他班に属さないこと。 5 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 6 避難所の開設に関すること。	1	4	全員	全員
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課員	1 児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2 応急教育計画及び教育指導に関すること。 3 児童生徒に対する学用品等の給付・配布に関すること。 4 学校職員の動員や児童生徒の臨時休校等、学校運営に関すること。	0	1	5	全員
		学校給食共同調理場班	学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場員	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所における救援炊き出し支援に関すること。	0	1	6	全員
		伊良部分室班	分室長	分室員	1 地域の教育委員会に関する被害調査及びその応急対策に関すること。 2 関係部との連絡調整に関すること。	1	2	全員	全員
生涯学習対策部	生涯学習部長	生涯学習振興班	生涯学習振興課長	生涯学習振興班員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 部内の他班に属さないこと。	0	1	5	全員
		市民スポーツ班	市民スポーツ課長	市民スポーツ課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 他の班の協力支援に関すること。	0	1	4	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
生涯学習対策部	生涯学習部長	生涯学習協力班	図書館長	図書館員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	5	全員
			公民館長	公民館員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事 2 避難所の開設に関する事。 3 他の班の協力支援に関する事。	0	1	6	全員
			総合博物館長	総合博物館職員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	3	全員
			文化ホール館長	文化ホール職員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	4	全員
消防対策部	消防長	消防総務班	消防総務課長	総務課員	1 機材及び物品の調達に関する事。 2 避難所等における燃料（LPガス等）の保安管理に関する事。 3 関係機関及び部内の連絡調整に関する事。 4 部内の他班に属さない事。	1	2	全員	全員
		予防班	予防課長	予防課員	1 所管の被害調査に関する事。 2 危険物施設の保安に関する事。 3 り災証明の発行に関する事。（火災・家屋等の浸水）	1	2	全員	全員
		指令情報班	指令情報課長	指令情報課員	1 水害、火災その他災害の記録に関する事。 2 機械器具の整備及び調達に関する事。 3 非常通信及び関係機関への応援要請に関する事。 4 気象情報等の収集・広報伝達に関する事。 5 海岸、堤防、溝路及び水路の災害応急対策、被害調査に関する事。	当務員			全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
消防対策部	消防長	警備班	消防署長 警備課長	消防署員	1 住民の避難誘導に関する事 2 職員・団員の招集及び配置に関する事 3 救急・救助及び行方不明者の捜索に関する事 4 水害、火災、その他の災害の警戒、鎮圧、救助に関する事 5 警戒区域の設定に関する事	当務員	10人～15人の招集	全員	全員
			上野出張所長 伊良部出張所長 空港出張所長	各出張所員					
上下水道対策部	上下水道部長	水道総務班	水道総務課長	水道総務課員	1 部内の連絡調整に関する事 2 職員の動員及び配置、輸送に関する事 3 水道災害対策に必要な経理に関する事 4 機材及び物品の調達に関する事 5 県企業局及び関係業者との連絡調整に関する事 6 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事 7 部内の他班に属さない事	1	3	全員	全員
		水道会計班	水道会計課長	水道会計課員					

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
上下水道対策部	上下水道部長	工務班	工務課長	工務課員	1 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 避難所における給水の確保に関すること。 3 給水・配水の計画に関すること。 4 給水、その他必要事項の住民への広報に関すること。	1	3	全員	全員
		浄水班	浄水課長	浄水課員	1 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。	1	4	全員	全員
		下水道班	下水道課長	下水道課員	1 下水道施設に関する被害調査及びその応急対策に関すること。 2 雨水幹線の警戒巡視に関すること。 3 避難所における仮設トイレの設置に関すること。	1	3	全員	全員
		伊良部営業班	伊良部営業所長	営業所員	1 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。	1	2	全員	全員
伊良部支所対策部	伊良部支所部長	地域づくり班	地域づくり課長	地域づくり課員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 所管地域の広報に関すること。 4 地域の所管事業等の被害調査及び関係部との連絡調整に関すること。 5 部内の他班に属さないこと。	1	3	全員	全員
		市民班	市民課長	市民課員	1 避難誘導及び避難所の設置に関すること。 2 避難者の収容及び避難所の運営、管理に関すること。 3 避難所における被災者の支援に関すること。 4 地域の被災者及び救援物資の輸送に関すること。 5 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 6 関係部との連絡調整に関すること。	1	2	5	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒 配備	第一 配備	第二 配備	第三 配備
支援対策部	議会議務局長	本部支援班	議会議務局長	議会議務局員 選管事務局員 監査委事務局員 農委事務局員	1 災害対策本部への協力支援に関する こと。	0	0	0	全員

資料3-3 配備体制・担当

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
			第一配備	第二配備	第三配備
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備体制内容	○気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制の初動配備	○災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動。	○気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。	○局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。	○市全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。
指揮	指揮：総務課長	指揮：副市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長
配備要員	総務課長 防災担当	<b>災害警戒本部員</b> 副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工局長、福祉部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、上下水道部長、伊良部支所長、議会事務局長、会計管理者	<b>災害対策本部員</b> 副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工局長、福祉部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、上下水道部長、伊良部支所長、議会事務局長、会計管理者		

参考資料

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
		<p>●以下災害警戒配備 (平良庁舎) 総務課長、防災担当 財政課長、用度管財係 秘書広報課長</p> <p>情報政策課長、情報担当</p> <p>生活福祉課長 介護長寿課長 障がい福祉課長</p> <p>市民生活課長</p> <p>環境衛生課長</p>	<p>●警戒配備に加えて (第一配備) 4 3 2 企画調整課長 1 情報政策課長 エコアイランド推進課長 働く女性の家館長 税務課長 納税課長 観光課長 商工物産交流課 行財政改革班長 中央図書館等建設準備室長 会計課長 3 4 3 福祉監査班長 児童家庭課長 5 まちづくり振興班長 4 国民健康保険課長 健康増進課長 環境施設整備室長</p>	<p>●第一配備に加えて(第二配備) 全課員 6 3 4 2 3 1 3 1 2 2 1 1 2 4 8 6 1 4 10 2 4 4 5 2</p>	<p>●第二配備に加えて出動可能な全ての職員 (第三配備)</p>

参考資料

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備要員		<p>●以下災害警戒配備</p> <p>(城辺庁舎) 城辺支所長</p> <p>(教育委員会) 教育総務課長</p> <p>〈教育委員会外部〉</p> <p>(下地庁舎) 下地支所長</p> <p>都市計画課長 道路建設課長 建築課長</p> <p>(建設部外部)</p> <p>(総務部外部)</p>	<p>●警戒配備に加えて (第一配備)</p> <p>5</p> <p>3 生涯学習振興課長 学校教育課長</p> <p>市民スポーツ課長 宮古島市立図書館長 宮古島市公民館長 宮古島市総合博物館長 宮古島市文化ホール館長 学校給食共同調理場長</p> <p>3</p> <p>4 4 3</p> <p>港湾課長 空港課長</p> <p>契約検査課長</p>	<p>●第一配備に加えて(第二配備)</p> <p>全所員</p> <p>全課員 4 4</p> <p>3 4 5 2 3 5</p> <p>全所員</p> <p>8 6 3</p> <p>3 2</p> <p>2</p>	<p>●第二配備に加えて出勤可能な全ての職員 (第三配備)</p>

参考資料

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部			
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備	
配備要員		●以下災害警戒配備 (上野庁舎) 上野支所長	●警戒配備に加えて (第一配備) 3	●第一配備に加えて(第二配備) 全所員	●第二配備に加えて出動可能な全ての職員 (第三配備)	
		農政課長	4	6		
			畜産課長	2		
			むらづくり課長	6		
			農地整備課長	9		
		〈農林水産部外部〉				
		(伊良部支所)				
		地域づくり課長	2	全課員		
		市民課長	1	全課員		
		福祉室長	1	全室員		
		生活環境室長	1	全室員		
		農林水産室長	2	全室員		
		建設室長	1	全室員		
		伊良部営業所長(水道)	1	全所員		
		教育委員会分室長	2	全室員		
(消防本部)						
消防総務課長	1	全職員				
予防課長	1					
指令情報課長						
消防署長						
警備課長						
上野出張所長						
伊良部出張所長						
空港出張所長						
現場当務員		10～15				
(上下水道部水道事業)						
水道総務課長	2	全職員				
工務課長	2					
浄水課長	3					
伊良部営業所長	3					
		水道会計課長	2			
(上下水道部下水道事業)						
下水道課長	2	全課員				

## 参考資料

災害対策配備要員は、基本的には上記のとおりとするが、次に掲げる職員については、対象から外すものとする。

- ア 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの。
- イ 妊娠中の女子及び乳児をもつもの。
- ウ 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの。
- ※ ア～イに該当するものは、所属長に連絡をとりその承認を得るものとする。

### (4) 動員方法

- ア 本部長は、天気予報・警報及び災害発生のおそれのある異常気象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、総務対策部総務班が行う。
- ウ 総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各部長は、各班長にその旨通知するものとする。
- オ 通知を受けた各部長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- カ 通知を受けた配備要員は、直ちに班内の配備に就くものとする。その際、各部長は、配備要員名簿（別紙様式）を作成し、総務対策部長へ報告するものとする。
- キ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

### (5) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

参考資料

資料3-4 風水害時の警戒準備体制

台風が宮古島地方に影響を与えると予想される場合は、各部局課等において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

部／課		所掌事務
総務部	総務課	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。
	財政課	所管する庁舎等の保全対策を講じる。
観光商工局	観光課	所管する施設等の暴風雨対策を講じる。
福祉部	生活福祉課	情報収集及び連絡調整に関すること。
	児童家庭課	事前に保育所施設などの暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
	介護長寿課	所管する高齢者及び身障者の独居世帯の巡視等
	障がい福祉課	その対策にあたる。
生活環境部	健康増進課	所管する保健センター及び宮古夜間休日救急診療所等の暴風対策を講じる。
	環境衛生課	ゴミの収集方法等の調整を行い、必要があれば広報を行う。
	城辺支所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	上野支所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	下地支所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
農林水産部	農政課	情報収集及び農林水産物の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。
	畜産課	農林水産物の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。
	水産課	
	みどり推進課	
	むらづくり課	所管する道路、水路、排水施設等の巡視を行い、
	農地整備課	必要があれば事前に対策を講じる。
建設部	都市計画課	所管する道路及び公園施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	道路建設課	所管する道路及び市内の地すべり、急傾斜箇所等の巡視を行う。 また、施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。

参考資料

部／課		所掌事務
建設部	建築課	所管する施設等の巡視を行う。 また、施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	港湾課	所管する港湾施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	空港課	所管する空港施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
教育委員会	教育総務課	所管する学校施設等の保全対策を講じる。
	学校教育課	児童生徒の登下校時の安全対策を講じる。
	生涯学習振興課	所管する文化財等の保全対策を講じる。
	中央公民館	所管する施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	文化ホール	
	図書館	
	総合博物館	
	市民スポーツ課	所管する体育施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
学校給食共同調理場	所管する学校給食共同調理場施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。	
消防本部	消防総務課	市内を巡視し、被害が予想される物件や看板等があれば、所有者又は管理者に通報し、指導等を行う。 また、市内の危険箇所（重要水防区域、急傾斜地崩落危険箇所、危険物施設、高潮による危険が予想される区域等）の巡視を行い、必要があればその対策を講じる。
	指令情報課	
	予防課	
	消防署	
	上野出張所	
	伊良部出張所	
上下水道部	工務課	施工中で所管する工事現場等の巡回を行い、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	浄水課・伊良部営業所	所管する水源地、浄水場、配水施設等の監視を行い、事前に自家発電設備の燃料備蓄を確認する。
	下水道課	所管する下水道施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
伊良部支所	地域づくり課 市民課	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。

参考資料

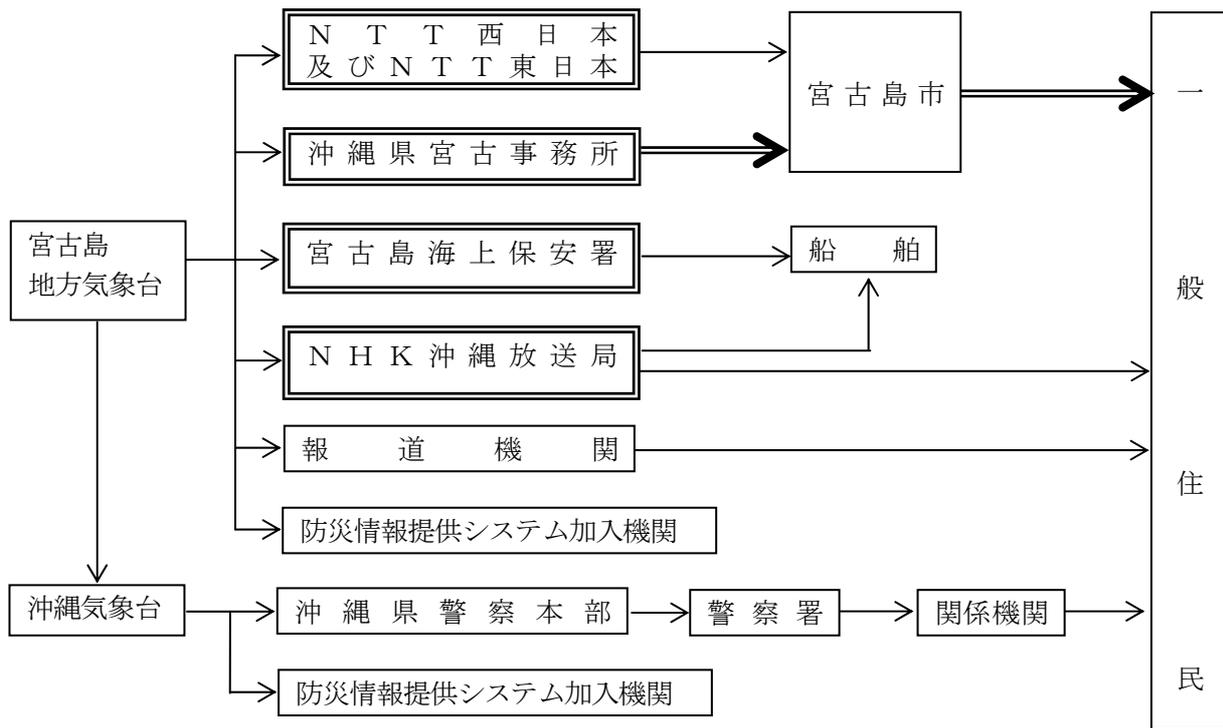
資料3-5 風水害時の災害警戒対策要員

部 課 名		配備要員	主 な 活 動 内 容
総務部	総務課	3名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員、避難受け入れ対応要員
	財政課	3名	庁舎の保全対策要員
企画政策部	秘書広報課	1名	(市長、副市長)への連絡及び日程調整要員
	情報政策課	1名	所管する通信回線や通信機器の障害等への対応要員
福祉部	生活福祉課	1名	所管する高齢者、身障者等独居世帯対策要員
	介護長寿課	1名	
	障がい福祉課	1名	
	伊良部福祉室	1名	所管する高齢者、身障者等独居世帯対策要員
生活環境部	市民生活課	1名	窓口対応要員 ※平日のみ
	環境衛生課	1名	ゴミ回収方法等対応要員
	城辺支所	2名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員 窓口対応要員 ※平日のみ
	上野支所	2名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員 窓口対応要員 ※平日のみ
	下地支所	2名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員 窓口対応要員 ※平日のみ
	建設部	都市計画課	1名
	道路建設課	1名	土木及び道路等対策要員
	建築課	1名	市営住宅関係対策要員
	伊良部建設室	1名	公園等対策要員、避難受け入れ要員 土木及び道路等対策要員 市営住宅関係対策要員 雨水排水対策要員

参考資料

部 課 名		配備要員	主 な 活 動 内 容
農林水産部	農政課	1名	農地等対策要員
	伊良部農林水産室	1名	農地等対策要員 農業排水関係等対策要員 水産関係連絡要員
消防本部	消防総務課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、消防団連絡調整要員
	指令情報課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、
	消防署	3名	災害・気象情報収集及び職員連絡要員（田マル活用）
	上野・伊出張所	各1名	災害・気象情報収集及び職員連絡要員
上下水道部	水道総務課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
	工務課	1名	水道関係対策要員
	浄水課	1名	
	伊良部営業所	1名	
	下水道課	1名	雨水排水対策要員
教育委員会	教育総務課	2名	教育関係対策要員
	伊良部分室	1名	教育関係対策要員
伊良部支所	地域づくり課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員
	市民課	1名	窓口対応要員 ※平日のみ

資料3-6 気象警報等の伝達系統図

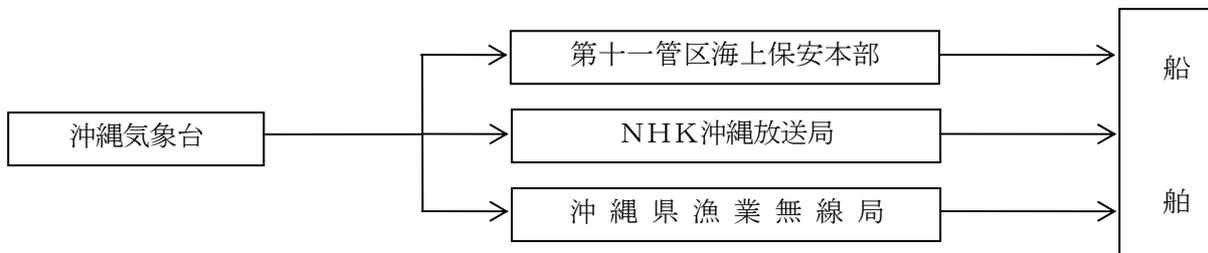


- ※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- ※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

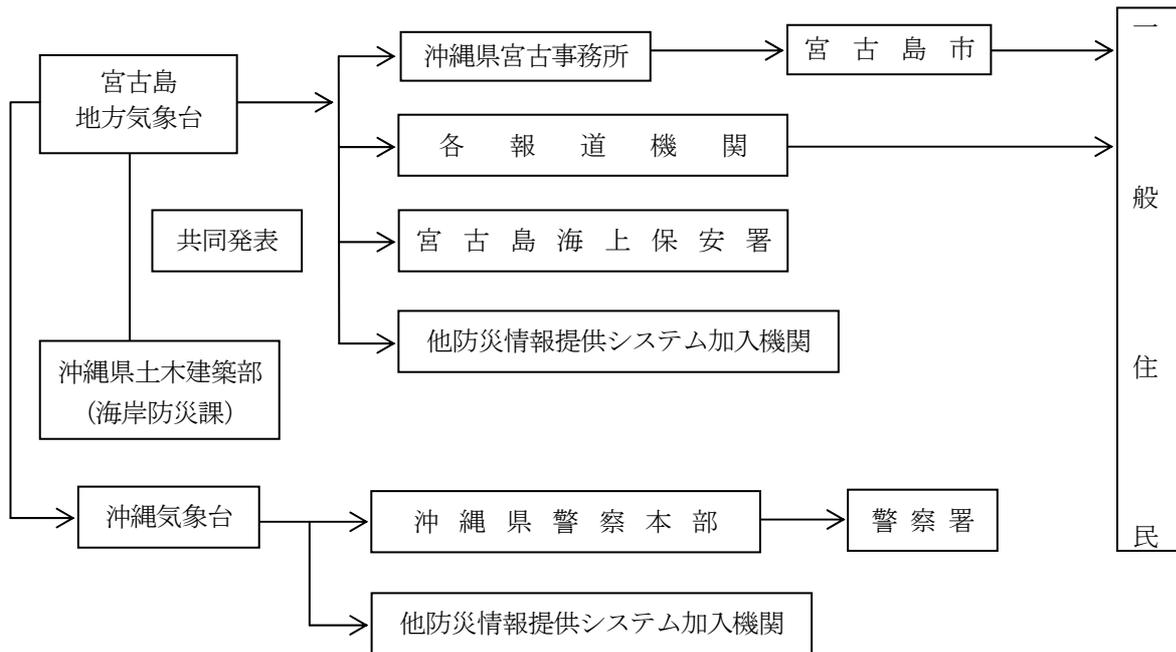
資料3-7 火災警報等の伝達系統図



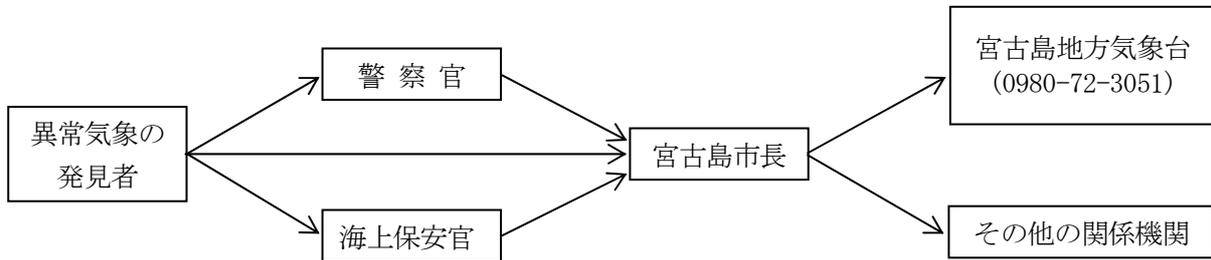
資料3-8 地方海上警報等の伝達系統図



資料3-9 土砂災害警戒情報の伝達系統図

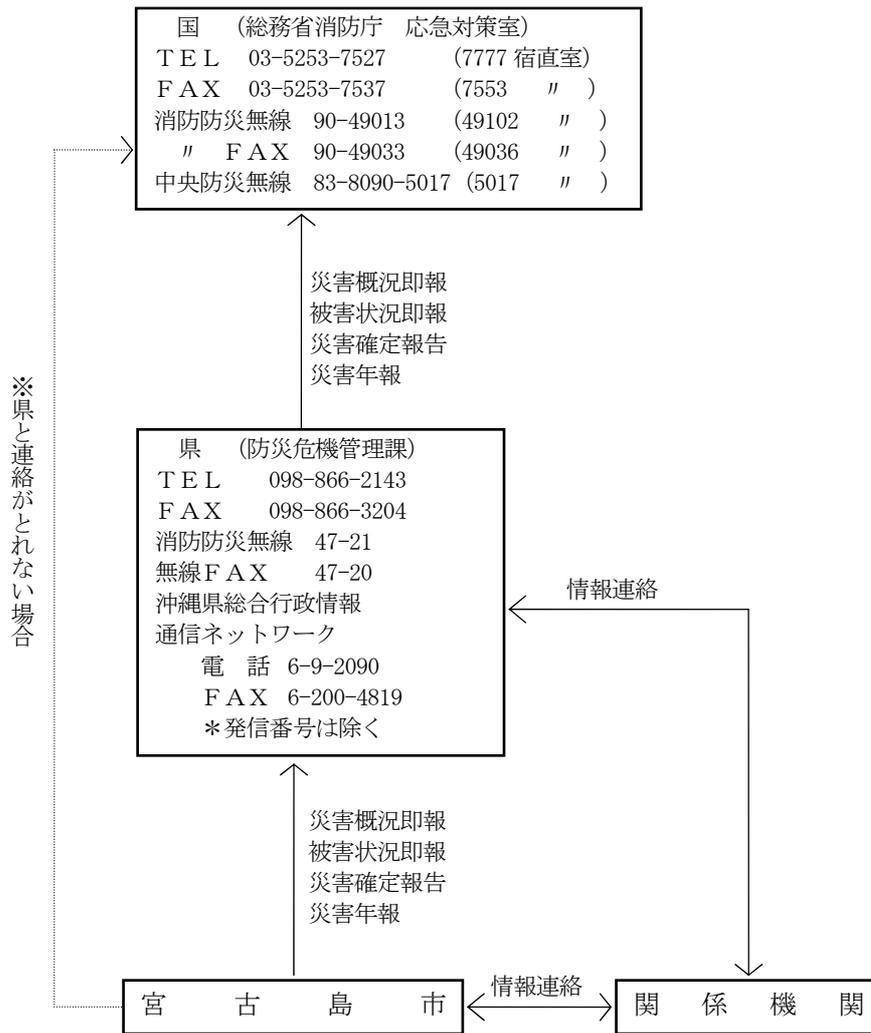


資料3-10 異常現象発見者の通報系統図



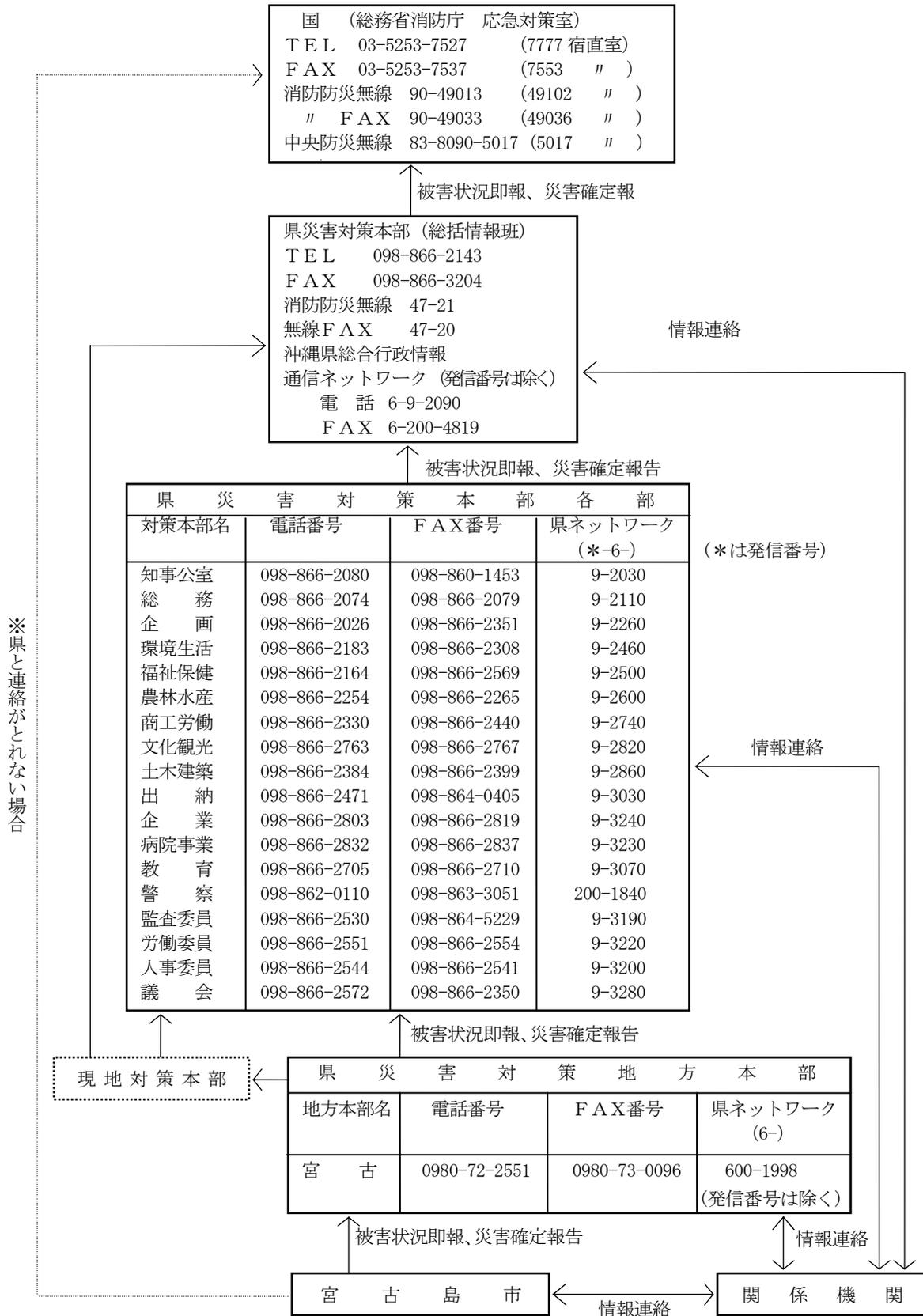
参考資料

資料3-11 災害情報連絡系統図



【県災害対策本部未設置時】

参考資料



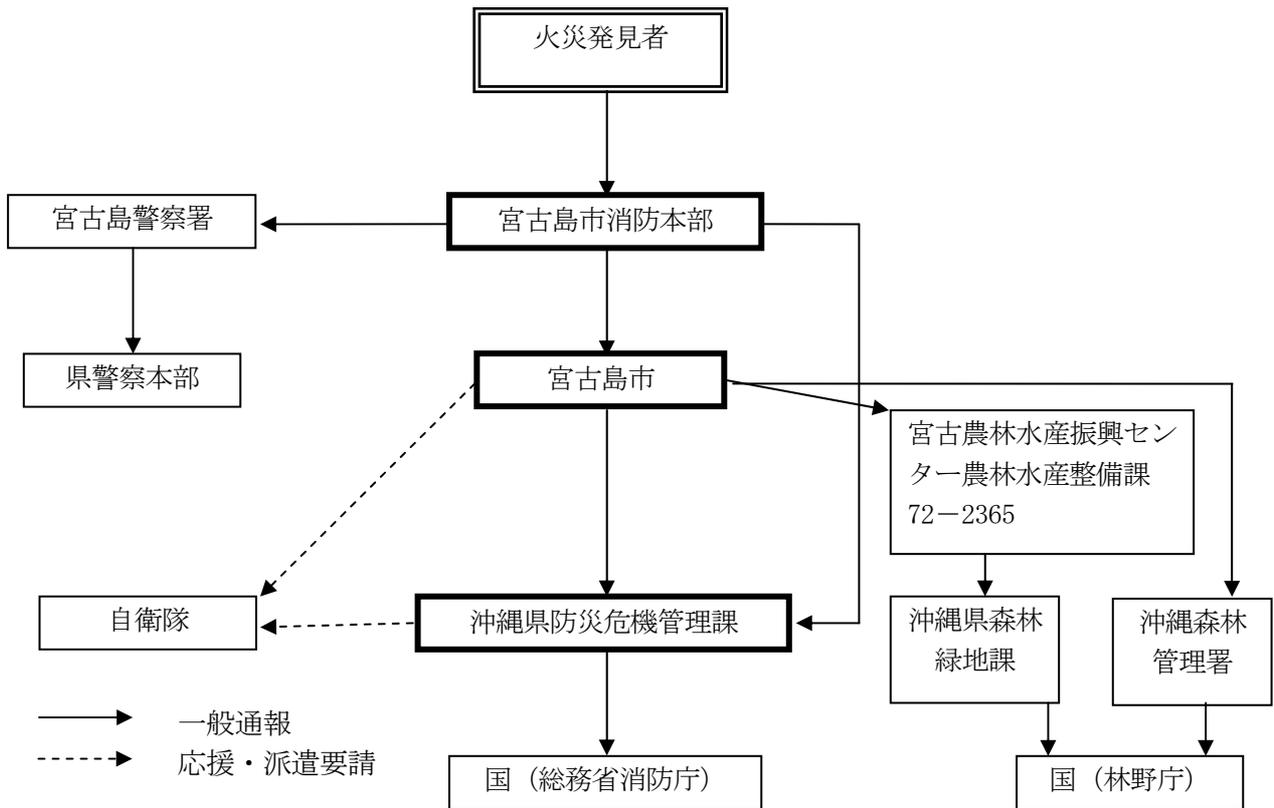
【県災害対策本部設置時】

参考資料

資料3-12 防災関係機関の収集情報・連絡系統

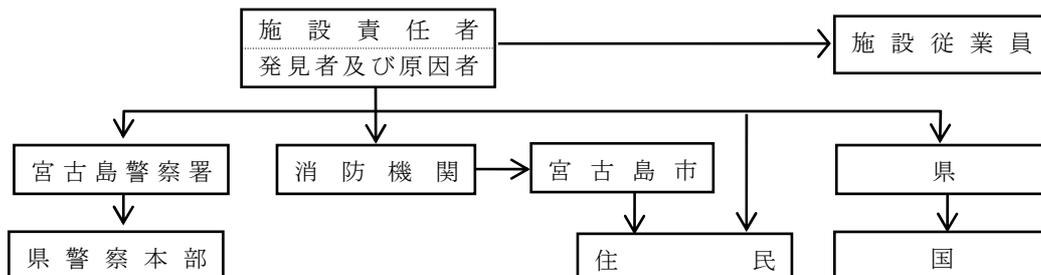
情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; Local[地方本部 (総務)]     Fire[消防機関] --&gt; Local     Local --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Police[警察本部] --&gt; Main     </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; Local[地方本部 (総務)]     Okinawa[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; Local     WJE[西日本高速道路株式会社] --&gt; Local     LocalCivil[地方本部 (土木)] --&gt; Local     Transport[輸送関係機関] --&gt; Local     Local --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     LocalCivil --&gt; Civil[土木建築部]     Police[警察本部] --&gt; Civil     Civil --&gt; Main     Police --&gt; Main     </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; LocalForestry[地方本部 (農林)]     Miyako --&gt; LocalCivil[地方本部 (土木)]     LocalForestry --&gt; Forestry[農林水産部]     LocalCivil --&gt; Civil[土木建築部]     Forestry --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Civil --&gt; Main     Osaka[大阪航空局那覇空港事務所] --&gt; Main     Okinawa[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; Main     </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR     Lifeline[ライフライン関係機関] --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Transport[輸送関係機関] --&gt; Main     Miyako[Miyako City (水道)] --&gt; Welfare[福祉保健部 企業部]     Welfare --&gt; Main     </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; EduOffice[教育事務所]     EduOffice --&gt; EduDept[教育部]     EduDept --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Cultural[県立文教施設] --&gt; EduDept     Cultural --&gt; Sports[文化観光スポーツ部]     Sports --&gt; Main     Private[私立学校] --&gt; GenAff[総務部]     GenAff --&gt; Main     </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; Super[所管部]     Super --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Miyako --&gt; Local[地方本部 (総務)]     Local --&gt; Main     Other[その他の施設] --&gt; Super     Super --&gt; Main     </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; Local[地方本部 (総務)]     Local --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Police[警察本部] --&gt; Main     </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受け入れ状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; Local[地方本部 (総務)]     Local --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Relief[救援部門] --&gt; Main     </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR     Miyako[Miyako City] --&gt; Local[地方本部 (総務)]     Local --&gt; Main[本部 (統括情報班等)]     Other[関係機関] --&gt; Div[各部]     Div --&gt; Main     </pre>

資料3-13 林野火災時の通報連絡系統図

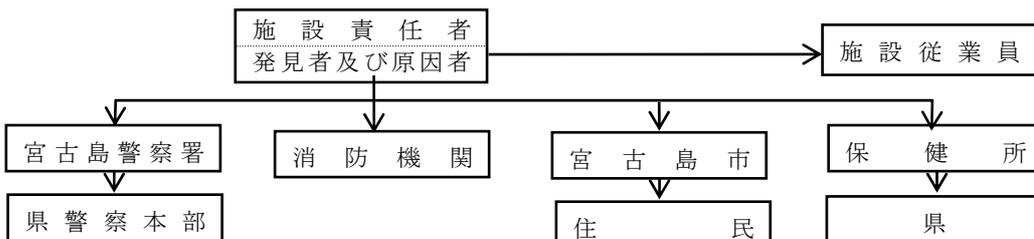


資料3-14 危険物等災害の通報連絡系統図

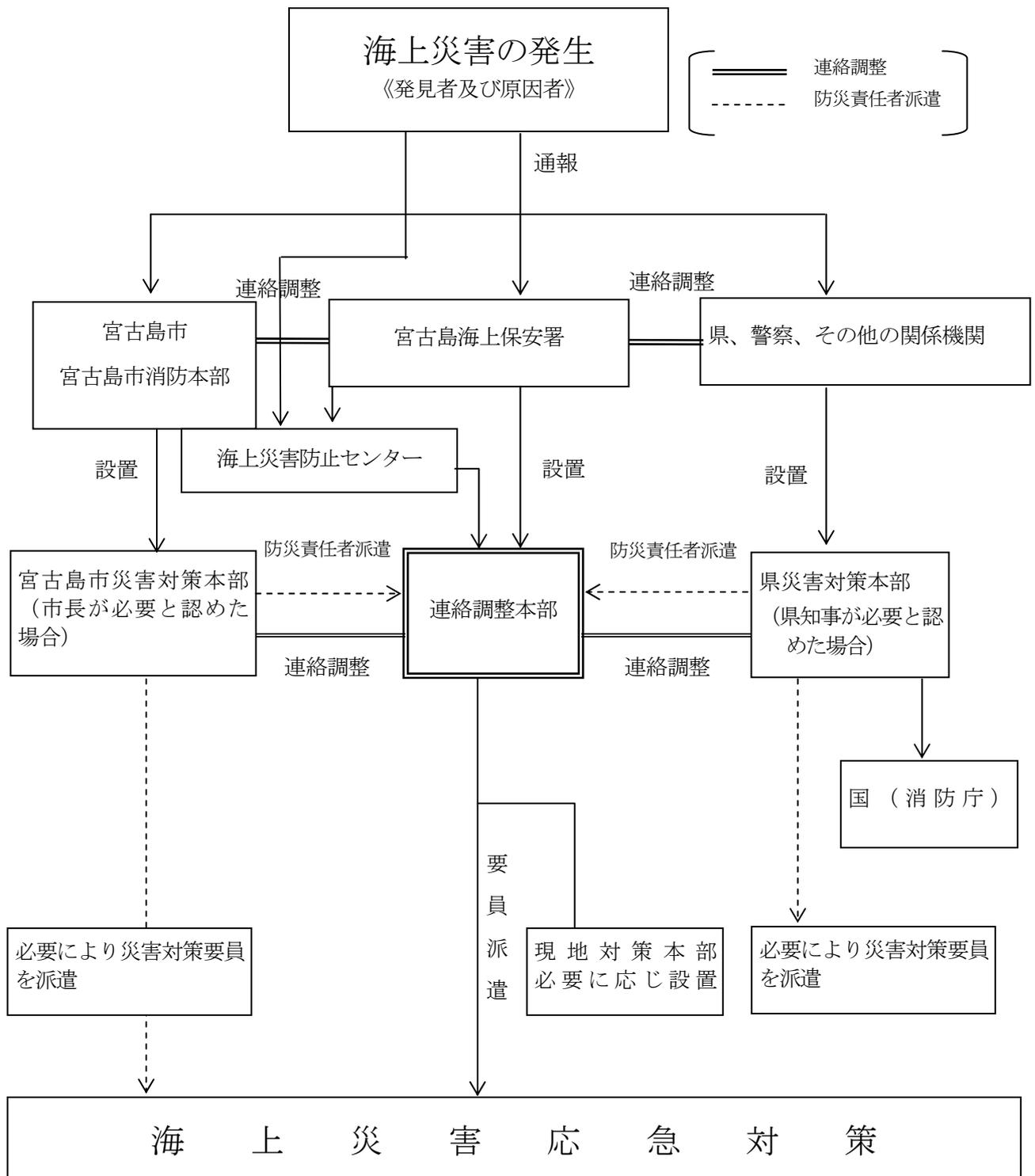
1. 石油類、高圧ガス類、火薬類



2. 毒物劇物



資料3-15 海上災害時の通報系統図



資料3-16 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

(1) 宮古空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

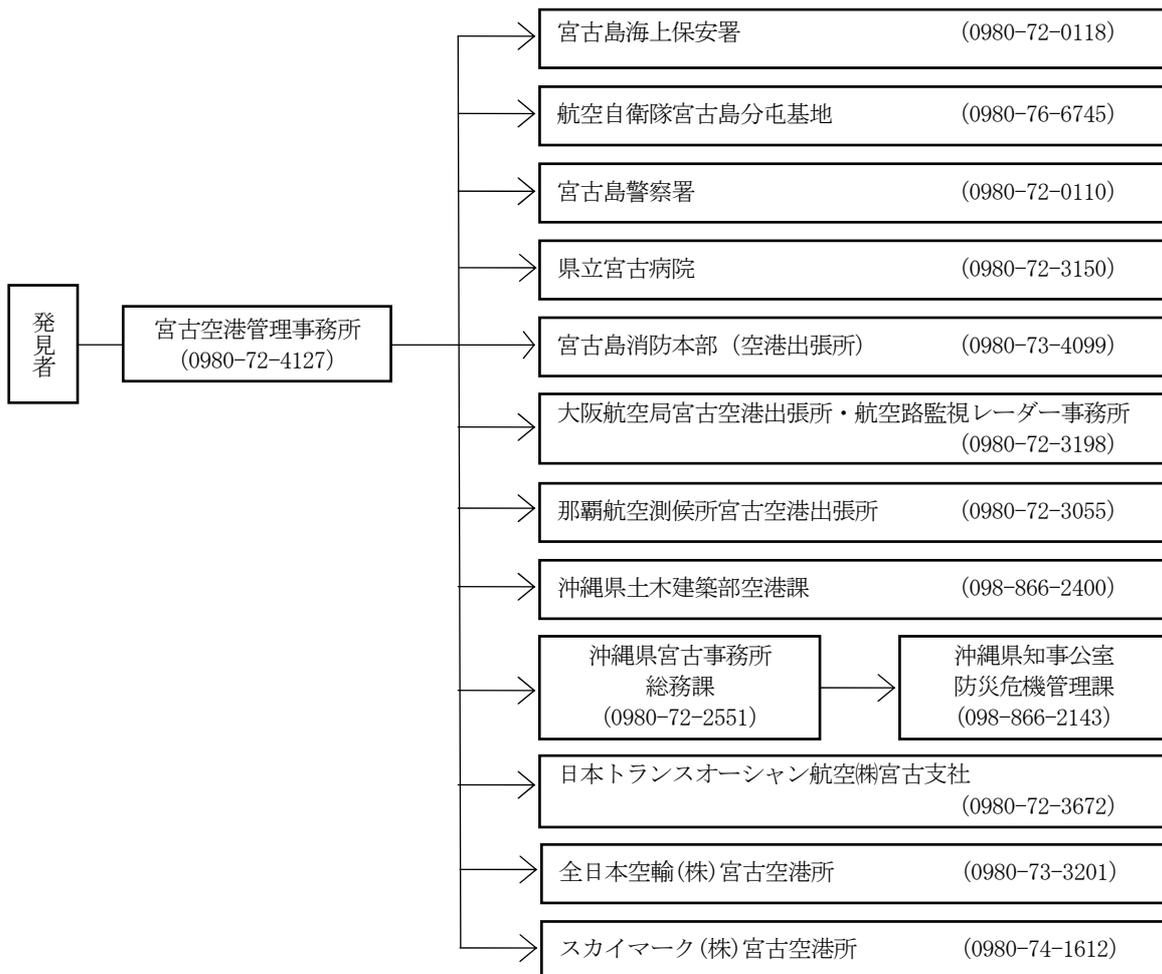
宮古空港消火救難隊

隊長：宮古島市長

副隊長：宮古島市空港課長

班名	構成機関
通報連絡班	・大阪航空局宮古空港 ・航空路監視レーダー事務所 ・宮古空港管理事務所
消火救難班	・宮古島市消防本部空港出張所 ・宮古島市消防本部 ・宮古空港管理事務所 ・日本トランスオーシャン 航空(株)宮古支社 ・JTA サイバーベース(株)宮古空港所
警備班	・宮古島警察署 ・日本トランスオーシャン 航空(株)宮古支社 ・宮古ビル管理(株) ・宮古空港ターミナルビル(株)

緊急通報連絡系統図



参考資料

(2) 下地島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

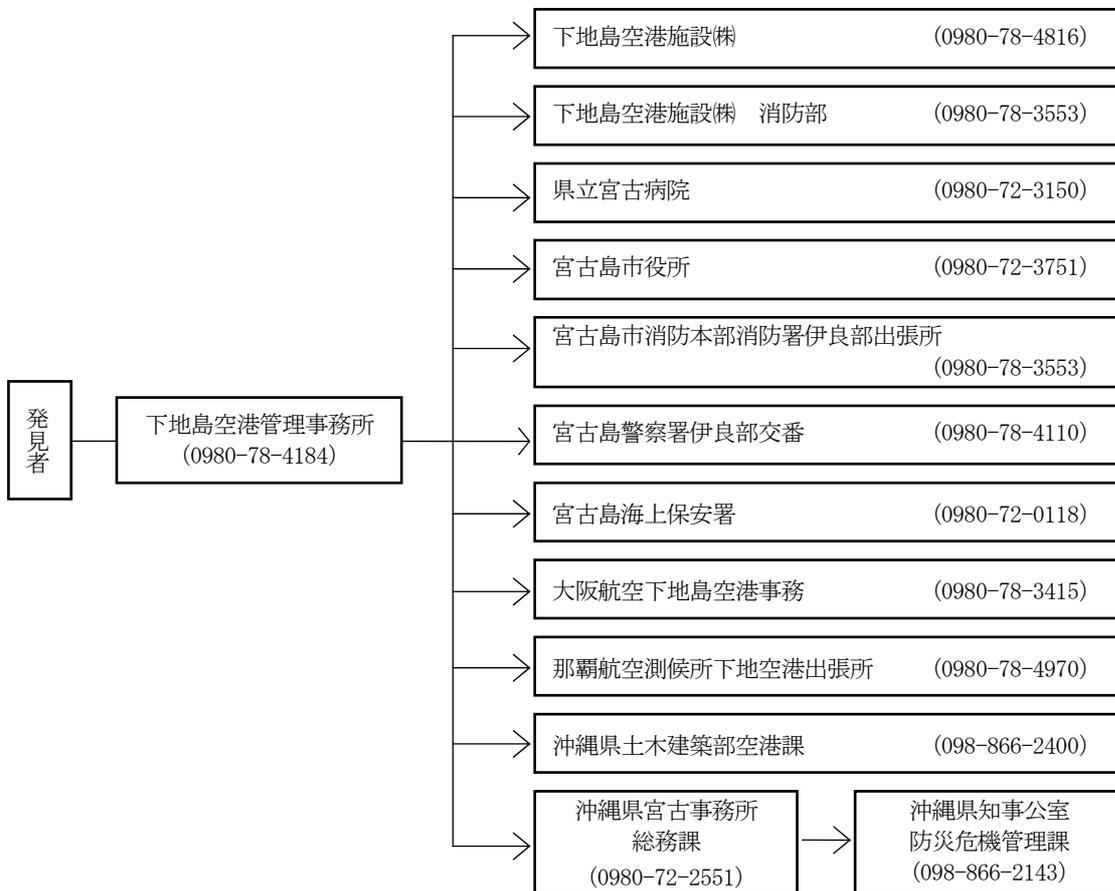
下地島空港消火救難隊

隊長：下地島空港管理事務所長

副隊長：下地島空港施設（株）社長

班名	構成機関
通報連絡班	・下地島空港管理事務所 ・大阪航空局下地島空港事務所 ・那覇航空測候所下地島空港出張所
消火救難班	・下地島空港施設（株）消防部 ・県立宮古病院 ・下地島空港管理事務所 ・宮古島市消防本部消防署伊良部出張所
警備班	・宮古島警察署伊良部交番 ・下地島空港施設（株）

緊急通報連絡系統図



参考資料

資料3-17 災害時優先指定電話

(1) 災害時優先指定電話 (宮古島市)

	電話番号	契約者名	設置場所住所	建物名
1	0980-72-2008	宮古島市	平良字下里 427-1	宮古休日・夜間救急診療所
2	0980-72-3760	宮古島市	平良字西里 186	平良庁舎総務課
3	0980-77-4905	宮古島市	城辺字福里 600-1	城辺支所地域係
4	0980-76-6001	宮古島市	下地字上地 472-39	下地支所地域係
5	0980-76-6821	宮古島市	上野字上野 395-1	上野支所地域係
6	0980-78-6250	宮古島市	伊良部字前長浜 1296	伊良部支所地域づくり課
7	0980-72-0943	宮古島市	平良字下里 1792-6	消防本部
8	0980-72-0944	宮古島市	平良字下里 1792-6	消防本部
9	0980-72-4358	宮古島市	平良字下里 1792-6	消防本部消防署
10	0980-76-2086	宮古島市	上野字新里 235-253	消防署上野出張所
11	0980-78-3553	宮古島市	伊良部字前里添 1100	消防署伊良部出張所
12	0980-72-2651	宮古島市	平良字西里 794-3	上下水道部工務課
13	0980-72-2650	宮古島市	平良字西里 1472-3	上下水道部袖山浄水場
14	0980-78-6153	宮古島市	伊良部字前里添 1066	上下水道部伊良部営業所
15	0980-73-4862	宮古島市	平良字荷川取 645-11	上下水道部下水道課
16	0980-72-4952	宮古島市	平良字下里 1657-128	宮古空港新ターミナル 空港管理事務所
17	0980-72-9921	宮古島市	平良字下里 1657-128	宮古空港新ターミナル 変電所

(2) 災害時優先指定電話 (宮古島市小・中学校)

	電話番号	契約者名	設置場所住所	建物名
1	0980-78-4561	教育委員会	伊良部字国仲 418	伊良部中学校
2	0980-78-4562	教育委員会	伊良部字前里添 717	佐良浜小学校
3	0807-78-4563	教育委員会	伊良部字池間添 1720	佐良浜中学校
4	0980-78-4560	教育委員会	伊良部字長浜 1401	伊良部小学校
5	0980-76-6509	教育委員会	下地字洲鎌 250	下地中学校
6	0980-76-6008	教育委員会	下地字洲鎌 305	下地小学校
7	0980-76-6021	教育委員会	下地字来間 1	来間中学校
8	0980-77-4560	教育委員会	城辺字砂川 599	砂川中学校
9	0980-77-4106	教育委員会	城辺字砂川 605	砂川小学校
10	0980-77-4105	教育委員会	城辺字新城 448	福嶺小学校
11	0980-77-4505	教育委員会	城辺字新城 634	福嶺中学校
12	0980-77-4102	教育委員会	城辺字西里添 1048	西城小学校
13	0980-77-4702	教育委員会	城辺字西里添 1080	西城中学校
14	0980-77-4703	教育委員会	城辺字福里 616	城辺中学校
15	0980-77-4103	教育委員会	城辺字福里 878	城辺小学校
16	0980-72-0223	教育委員会	平良字下里 1068	南小学校
17	0980-72-3030	教育委員会	平良字下里 1141	平良第一小学校

参考資料

	電話番号	契約者名	設置場所住所	建物名
18	0980-72-3146	教育委員会	平良字下里 3107-2	鏡原小学校
19	0980-72-3147	教育委員会	平良字下里 3107-3	鏡原中学校
20	0980-72-3247	教育委員会	平良字久貝 932	久松中学校
21	0980-72-3246	教育委員会	平良字久貝 933	久松小学校
22	0980-72-5151	教育委員会	平良字狩俣 1242	狩俣小学校
23	0980-72-5203	教育委員会	平良字狩俣 4337	狩俣中学校
24	0980-72-2114	教育委員会	平良字西原 1081	西辺小学校
25	0980-72-4047	教育委員会	平良字西原 1138	西辺中学校
26	0980-72-9737	教育委員会	平良字西仲宗根 500	北中学校
27	0980-72-3025	教育委員会	平良字西里 217	北小学校
28	0980-72-2227	教育委員会	平良字西里 724	平良中学校
29	0980-75-2013	教育委員会	平良字池間 903	池間中学校
30	0980-75-2013	教育委員会	平良字池間 903	池間小学校
31	0980-72-5150	教育委員会	平良字島尻 1393	宮島小学校
32	0980-73-0919	教育委員会	平良字東仲宗根 698	東小学校
33	0980-72-3477	教育委員会	平良字東仲宗根添 2928	宮原小学校
34	0980-76-6906	教育委員会	上野字野原 734-2	上野小学校
35	0980-76-6402	教育委員会	上野字新里 356-1	上野中学校

※ 災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常電話であることを表明する。

参考資料

資料3-18 県内防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館	098-866-0059
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務課	〒900-0033 那覇市久米 2-5-7	098-868-8829
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	保管監督課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市山下町 5-21	098-858-5824
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110

(2) 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

(3) 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境生活部	環境政策課	〃	098-866-2183
福祉保健部	福祉保健企画課	〃	098-866-2164
農林水産部	農林水産企画課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木企画課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
中 部 合 同 庁 舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南 部 合 同 庁 舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮 古 合 同 庁 舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八 重 山 合 同 庁 舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

(4) 沖縄県警察

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 県 警 察 本 部	警 備 第 二 課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
宮 古 島 警 察 署	警 備 課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1092-1	0980-72-0110

(5) 市町村

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
那 覇 市	市 民 防 災 室	〒900-0004 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜 野 湾 市	市 民 防 災 室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石 垣 市	総 務 課	〒907-0012 石垣市美崎町 14	0980-82-1216
浦 添 市	防 災 危 機 管 理 室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名 護 市	総 務 課	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1213
糸 満 市	市 民 生 活 課	〒901-0361 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖 縄 市	総 務 課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊 見 城 市	総 務 課	〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1	098-850-0024
う る ま 市	総 務 課	〒904-2215 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-0606
宮 古 島 市	総 務 課	〒906-8501 宮古島市平良西里 186	0980-72-3751
南 城 市	総 務 課	〒901-1206 南城市玉城字富里 143	098-948-7111
国 頭 村	総 務 課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大 宜 味 村	総 務 課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	総 務 財 政 課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今 帰 仁 村	総 務 課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本 部 町	総 務 課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩 納 村	総 務 課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜 野 座 村	総 務 課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金 武 町	総 務 課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊 江 村	総 務 課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読 谷 村	総 務 課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉 手 納 町	総 務 課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北 谷 町	総 務 課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北 中 城 村	総 務 課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中 城 村	総 務 課	〒901-2406 中城村字当間 176	098-895-2131
西 原 町	総 務 課	〒903-0102 西原町字嘉手苺 112	098-945-5011
与 那 原 町	総 務 課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南 風 原 町	総 務 課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久 米 島 町	総 務 課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八 重 瀬 町	総 務 課	〒901-0401 八重瀬町字具志頭 659	098-998-2200
渡 嘉 敷 村	総 務 課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座 間 味 村	総 務 課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
栗 国 村	総 務 課	〒901-3702 栗国村字東 367	098-988-2016
渡 名 喜 村	総 務 課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南 大 東 村	総 務 課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北 大 東 村	総 務 課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊 平 屋 村	総 務 課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊 是 名 村	総 務 課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多 良 間 村	総 務 財 政 課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹 富 町	総 務 課	〒907-0012 石垣市美崎町 11	0980-82-6191
与 那 国 町	総 務 財 政 課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

消防本部

消防本部名 (構成)	所 在 地	電話番号
那 覇 市	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖 縄 市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦 添 市	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜 野 湾 市	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名 護 市	〒905-0021 名護市字東江 5-2-29	0980-52-2121
う る ま 市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸 満 市	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石 垣 市	〒907-0023 石垣市字石垣 420-1	0980-82-4050
宮 古 島 市	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊 見 城 市	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久 米 島 町	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防清掃組合消防本部 (八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

参考資料

(6) 指定公共機関

機 関 名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西 日 本 一 九 州 沖 縄 支 社	整 備 部 災 害 対 策 室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
N T T ド コ モ 九 州 沖 縄 支 店	M M ビ ジ ネ ス 営 業 担 当 部	〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12	098-833-7615
日 本 銀 行 店 那 覇 支 店	総 務 課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日 本 赤 十 字 社 沖 縄 県 支 部	事 業 推 進 課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日 本 放 送 協 会 沖 縄 放 送 局	企 画 総 務	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖 縄 電 力 (株)	総 務 課	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西 日 本 高 速 道 路 (株) 九 州 支 社 沖 縄 管 理 事 務 所	工 務 課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
K D D I 沖 縄 株 式 会 社	総 務 部	〒900-0034 那覇市東町 4-1	098-865-3365
郵 便 事 業 (株) 沖 縄 支 社	総 務 部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2245

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(社) 沖 縄 県 医 師 会	事 務 局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(社) 沖 縄 県 看 護 協 会	事 務 局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(社) 沖 縄 県 バ ス 協 会	事 務 局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運 (株)	事 務 局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日 本 ト ラ ン ス オ ー シ ャ ン 航 空 (株)	企 画 部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
(社) 沖 縄 県 高 圧 ガ ス 保 安 協 会	—	〒901-0152 那覇市小祿 1831-1	098-858-9562
(社) 沖 縄 県 婦 人 連 合 会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333

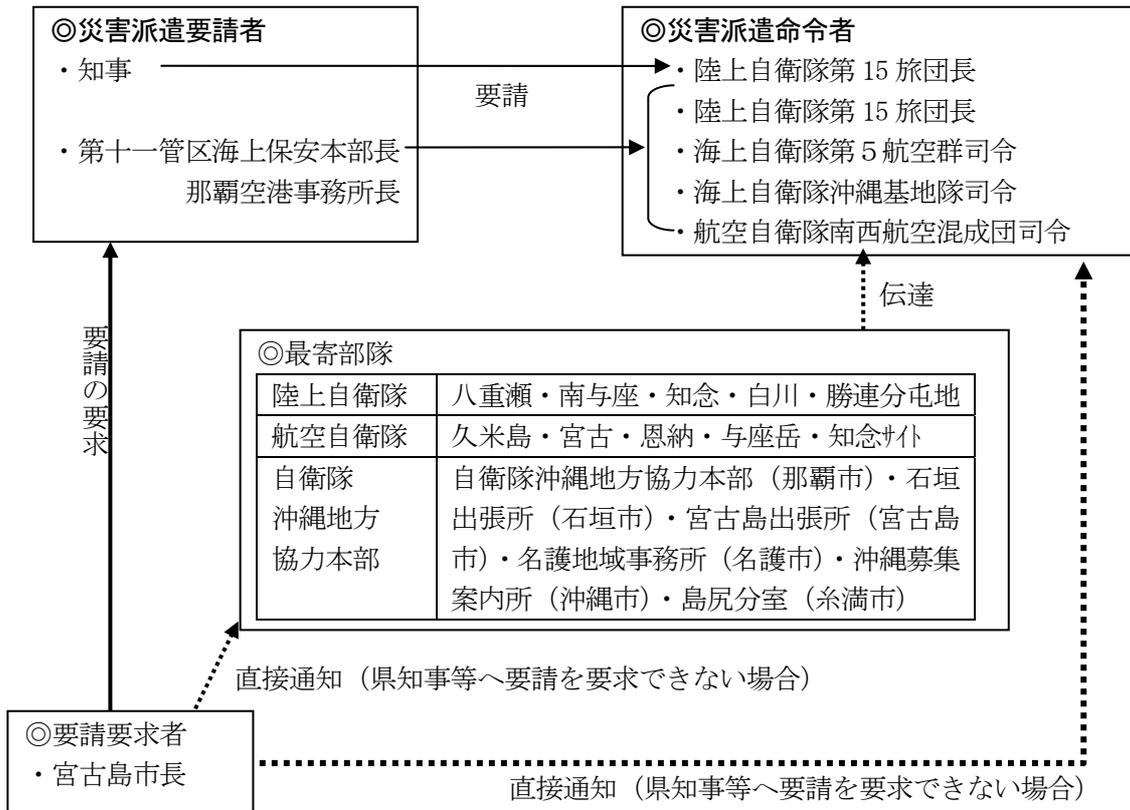
(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 県 社 会 福 祉 協 議 会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
沖 縄 県 国 際 交 流 ・ 人 材 育 成 財 団	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖 縄 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー	—	〒901-0152 那覇市字小祿 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
沖 縄 県 ホ テ ル 旅 館 生 活 衛 生 同 業 組 合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 県 歯 科 医 師 会	—	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
沖 縄 県 薬 剤 師 会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
沖 縄 県 獣 医 師 会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
沖 縄 県 建 設 業 協 会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖 縄 県 農 業 協 同 組 合	—	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖 縄 県 森 林 組 合 連 合 会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖 縄 県 商 工 会 連 合 会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150
那 覇 商 工 会 議 所	—	〒900-0033 那覇市久米 2- 2-10	098-868-3758
浦 添 商 工 会 議 所	—	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センター	098-877-4606
沖 縄 商 工 会 議 所	—	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮 古 島 商 工 会 議 所	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖 縄 県 ト ラ ッ ク 協 会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
沖縄県ハイヤー・タクシー協会	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	—	〒900-0003 那覇市字安謝 664 沖縄トヨタビル 3F	098-998-1871

資料3-19 自衛隊の災害派遣要請系統図



- (1) 最寄りの部隊の住所及び通報先……………付表
- (2) 緊急時における通報を実施した市町村等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

付表 最寄り部隊の住所

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
	自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
	自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942
	自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742
	自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064
	自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
	自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1 F	098-992-4141

参考資料

資料3-20 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279  FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308  FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連 平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

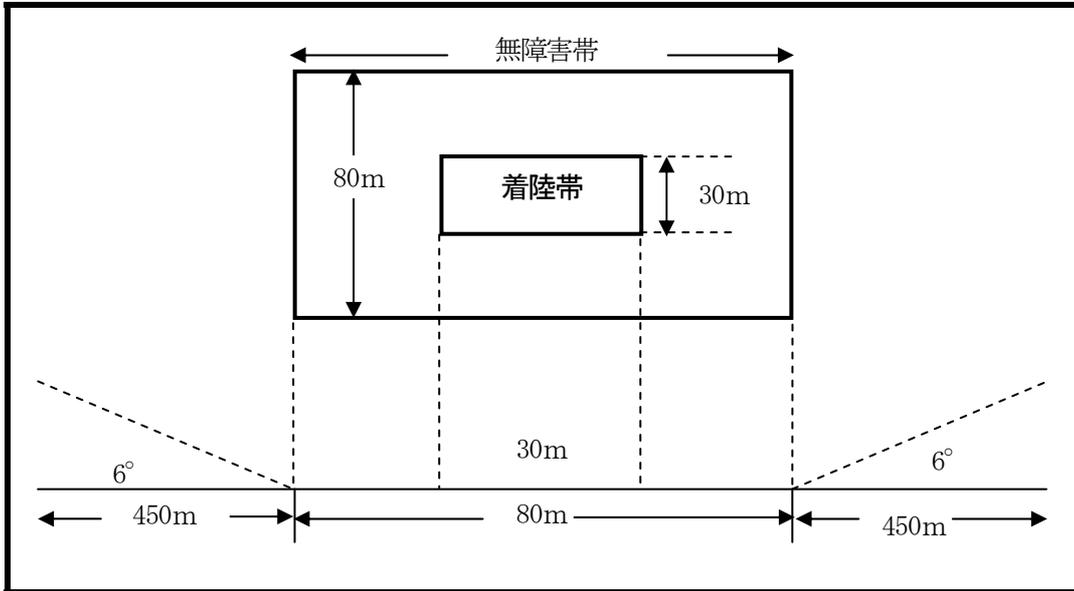
資料3-21 ヘリポートの準備要領

(1) ヘリポートの設置

人命の救出（緊急患者空輸を含む）、又は救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）を円滑に実施するため、市において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

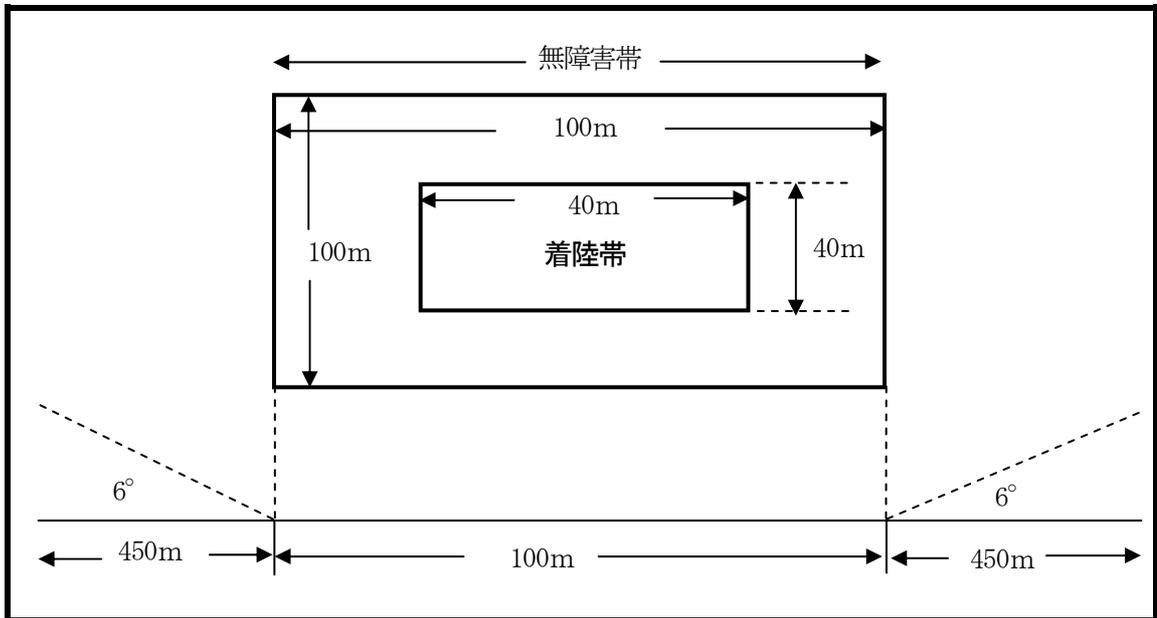
ア ヘリポート設置基準（着陸帯及び無障害帯の基準）

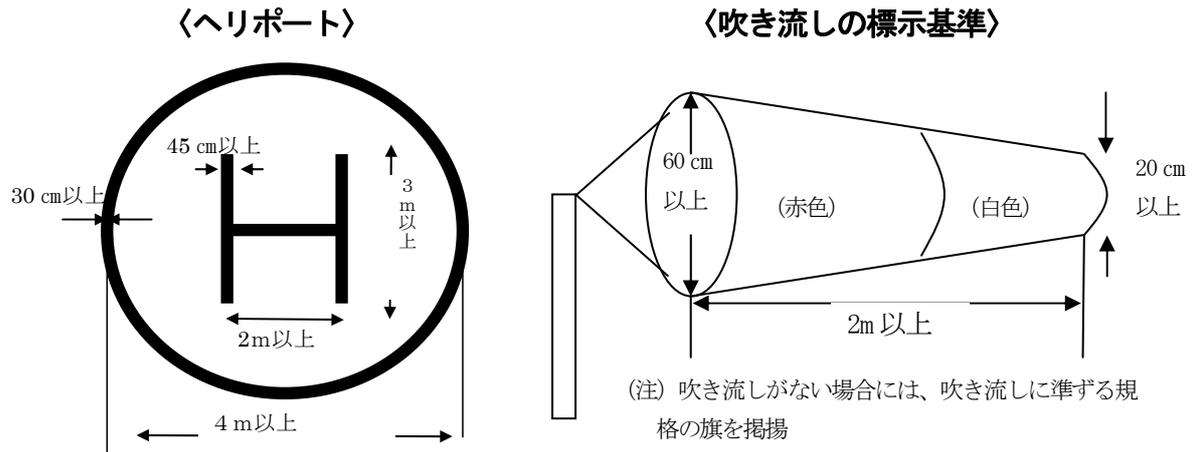
① 中型機（UH-60JA）の場合



② 大型機（V-107、CH-47J）の場合

無障害帯





ヘリポート点検

ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

(2) 受け入れの準備

- ① 離着陸地点は、H記号を風と平行方向に向けて標示（石灰等）するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- ② 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- ⑦ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

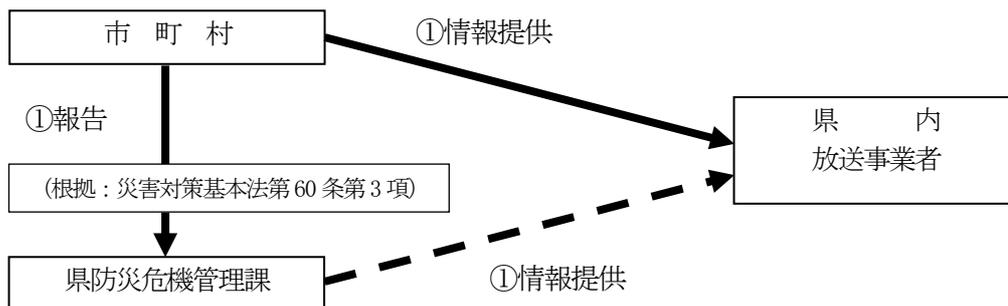
参考資料

資料3-22 避難勧告・指示者、警戒区域の設定者、及び避難勧告等の伝達ルート

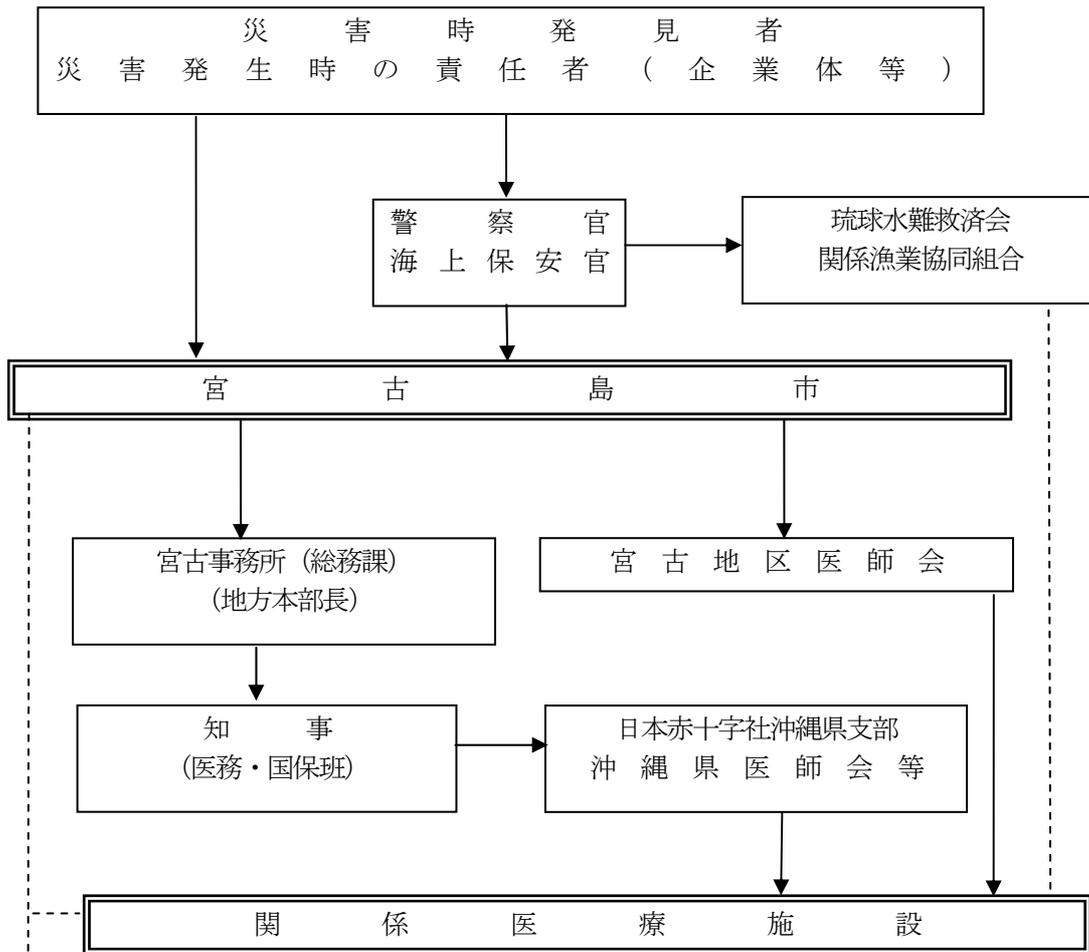
勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
市長の措置	市長——→知事（県防災危機管理課） ※ 別紙様式1にて報告	災害対策基本法に 基づく措置
	市長——→県内放送事業者 ※ 別紙様式1にて情報提供	
知事の措置	知事（県海岸防災課）——→市長	災害対策基本法に 基づく措置
	知事（県防災危機管理課）——→所轄警察署長	地すべり防止法に 基づく措置
警察官の措置	警察官——→所轄警察署長—— ——→市長——→知事（県防災危機管理課）	災害対策基本法に 基づく措置
	警察官——→所轄警察署長—— ——→県警察本部長——→知事（県防災危機管理課）	警察官職務執行法 に基づく措置
自衛官の措置	自衛官——→市長——→知事（県防災危機管理課）	自衛隊法に基づく 措置
水防管理者の措置	水防管理者——→所轄警察署長	水防法に基づく措 置
消防吏員・消防団 員の措置	消防吏員・消防団員——→市長	

※別紙様式1 避難勧告等発令情報(資料 7-7 参照)

【伝達ルート】



資料3-23 救急医療における災害発生の連絡系統図



通報内容

- ① 事故等発生（発見）の日時
- ②       "           の場所
- ③       "           の状況
- ④ その他参考事項



参考資料

資料3-24 緊急輸送道路一覧

機能区分	道路種別	路線名	区間(交差点)	路線現況延長(km)
第1次 緊急輸送道路	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前	0.9
	一般県道	平良新里線	宮古島市平良～袖山入口	3.8
	一般県道	高野西里線	平良港～宮古島市平良、 郡農協前～空港	1.6
第2次 緊急輸送道路	国道(指外)	国道390号線	平良港～城辺	27.6
	主要地方道	平良城辺線	平良西里～袖山入口、 郡農協前～城辺福里	13.0
	主要地方道	保良西里線	宮古島市城辺～平良西里	32.1
	一般県道	平良久松港線	宮古島市平良西里～平良久貝	1.0
	一般県道	高野西里線	空港前～空港南	1.4
第3次 緊急輸送道路	一般県道	池間大浦線	宮古島市平良池間～平良大浦	9.8
	一般県道	平良下地島空港線	宮古島市平良久貝～伊良部島	6.5
	市町村道	(宮古島市道)	宮古島市下地～来間島	3.7

「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成23年3月)」

参考資料

資料3-25 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法施行細則

改正 平成25年3月8日規則第6号

別表第1（第2条関係）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>イ 消耗器材費</p> <p>ウ 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>エ 光熱水費及び仮設便所等の設置費</p> <p>(4) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置したときは、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額）                      避難所設置費1人1日当たり 300円</p> <p>（加算額）                      冬季（10月から翌年3月まで）については、別に定める額</p> <p>(5) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(4)にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>(4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>(8) 応急仮設住宅がその目的を達したときは、その処分について厚生労働大臣の承諾を受けなければならない。</p>
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p>

参考資料

	<p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、できる限り短期間にとどめるものとする。</p> <p>オ 住家の被害により、被災者が一時縁故地等へ避難する場合の応急的必要な食品は、3日分以内の現物を支給する。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																																										
<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 炊事用具及び食器</p> <p>ウ 日用品</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="502 1361 1447 1653"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th rowspan="2">世帯区分 期間</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th rowspan="2">6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 17,200</td> <td>円 22,200</td> <td>円 32,700</td> <td>円 39,200</td> <td>円 49,700</td> <td>円 7,300</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 28,500</td> <td>円 36,900</td> <td>円 51,400</td> <td>円 60,200</td> <td>円 75,700</td> <td>円 10,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="502 1691 1447 1982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th rowspan="2">世帯区分 期間</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th rowspan="2">6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 5,600</td> <td>円 7,600</td> <td>円 11,400</td> <td>円 13,800</td> <td>円 17,400</td> <td>円 2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 9,100</td> <td>円 12,000</td> <td>円 16,800</td> <td>円 19,900</td> <td>円 25,300</td> <td>円 3,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内</p>	季別	世帯区分 期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	夏季	4月から9月まで	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300	冬季	10月から翌年3月まで	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400	季別	世帯区分 期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	夏季	4月から9月まで	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400	冬季	10月から翌年3月まで	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300
季別	世帯区分 期間			1人	2人	3人	4人	5人		6人以上1人を増すごとに加算する額																																																	
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																					
夏季	4月から9月まで	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300																																																				
冬季	10月から翌年3月まで	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400																																																				
季別	世帯区分 期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																				
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																					
夏季	4月から9月まで	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400																																																				
冬季	10月から翌年3月まで	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300																																																				

参考資料

	に完了しなければならない。
医療及び助産	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。  ア 診療  イ 薬剤又は治療材料の支給  ウ 処置、手術その他の治療及び施術  エ 病院又は診療所への収容  オ 看護</p> <p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(6) 助産は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。  ア 分べんの介助  イ 分べん前及び分べん後の処置  ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p>

参考資料

	<p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p>
学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。</p> <p>ア 教科書</p> <p>イ 文房具</p> <p>ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,100円</p> <p>中学校生徒 1人当たり 4,400円</p> <p>高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p>

参考資料

	<p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12歳以上）201,000円小人（12歳未満）160,800円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
障害物の除去	<p>(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 救済用物資の整理配分</p> <p>カ 死体の搜索</p> <p>キ 死体の処理</p> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

参考資料

別表第2（第10条関係）

法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,700円以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,600円以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 17,600円以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり 14,900円以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,800円以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり 15,400円以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり 15,000円以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり 16,800円以内</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p>
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

資料3-26 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
  - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
  - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯

## 参考資料

### 4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	(A) 基礎支援金		(B) 加算支援金		合計
	被害の程度	支給額	再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 長期避難	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円
単身世帯	全壊 長期避難	75万円	a 建設・購入	150万円	225万円
			b 補修	75万円	150万円
			c 賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	a 建設・購入	150万円	187.5万円
			b 補修	75万円	112.5万円
			c 賃借	37.5万円	75万円

※ 単身世帯は、複数世帯の3/4の金額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

### 5 事務取扱等

#### (1) 申請関係

- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類：(A)基礎支援金 災証明書、住民票 等  
(B)加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ③ 申請期間：(A)基礎支援金 災害発生日から13月以内  
(B)加算支援金 災害発生日から37月以内

#### (2) 法人の概要

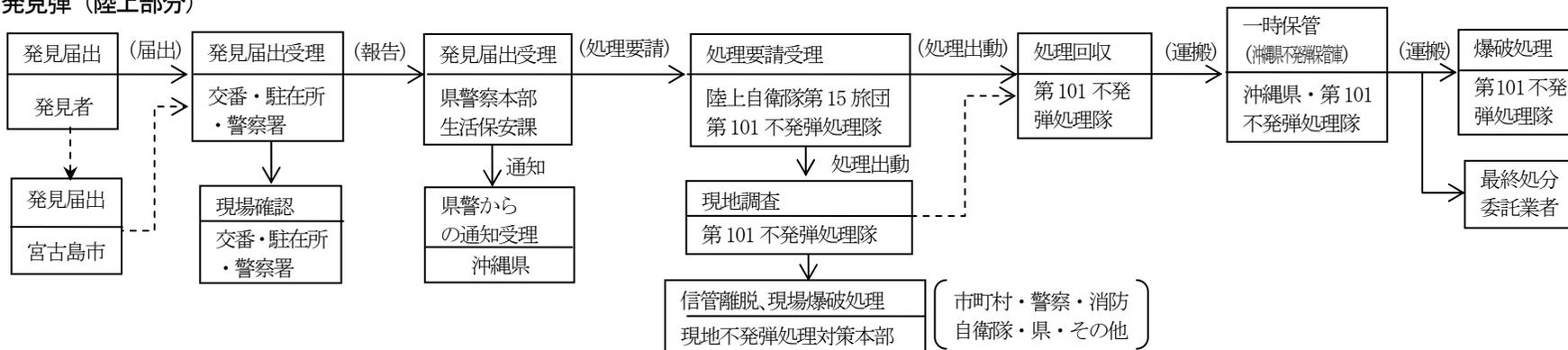
国が(財)都道府県会館を被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

#### (3) 被災者生活再建支援基金の原資

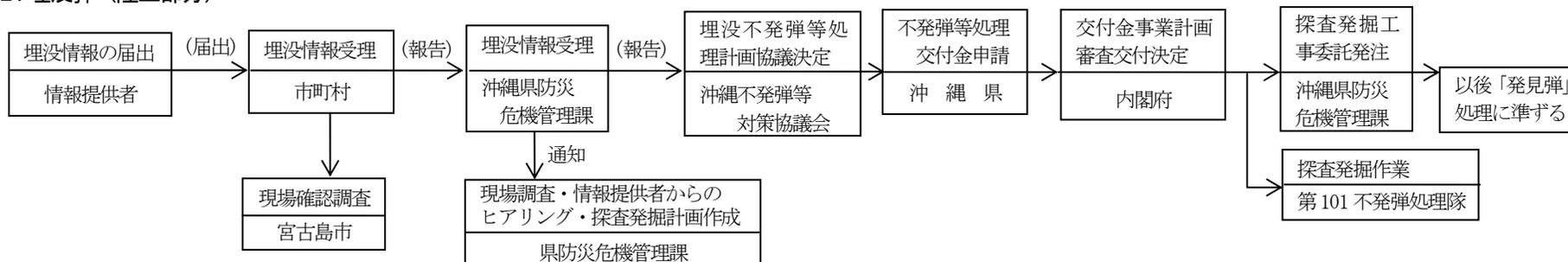
全都道府県から法人に対して総額1,480億円の基金を拠出(本県拠出額：17億8,196万1千円)。負担割合(国：地方=1：1。ただし東日本大震災分は国：地方=8：2)

資料3-27 不発弾処理業務の流れ

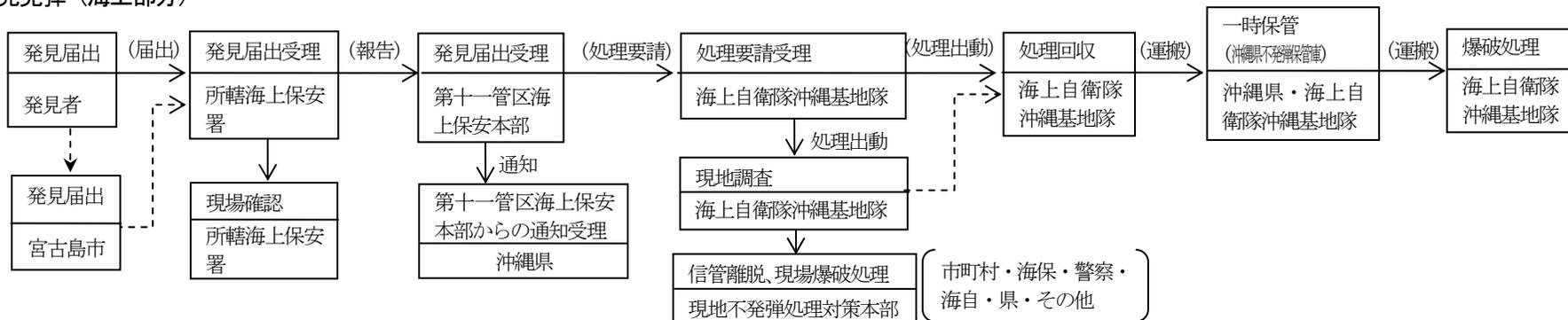
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



【条例・基準・応援協定等】

資料4-1 宮古島市防災会議条例

宮古島市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、宮古島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮古島市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の掲げる者を充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 沖縄県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (5) 宮古島市教育長
  - (6) 宮古島市消防長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) その他特に必要と認め市長が任命し、又は委嘱する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員はそれぞれ若干人とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

参考資料

資料4-2 宮古島市防災会議委員名簿

宮古島市防災会議委員

	機 関 名	職 名	備 考
1	宮 古 島 市 役 所	市 長	会 長
2	宮 古 島 地 方 気 象 台	台 長	委 員
3	宮 古 島 海 上 保 安 署	署 長	〃
4	沖 縄 県 総 務 部 宮 古 事 務 所	所 長	〃
5	沖 縄 県 宮 古 島 警 察 署	署 長	〃
6	沖 縄 県 立 宮 古 病 院	院 長	〃
7	沖 縄 県 宮 古 福 祉 保 健 所	所 長	〃
8	一 般 社 団 法 人 宮 古 地 区 医 師 会	会 長	〃
9	陸 上 自 衛 隊 第 1 5 旅 団	旅 団 長	〃
10	沖 縄 電 力 (株) 離 島 カ ン パ ニ ー 宮 古 支 店	支 店 長	〃
11	宮 古 島 市 消 防 団	団 長	〃
12	宮 古 島 市 防 火 委 員 会	会 長	〃
13	宮 古 島 市 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	〃
14	宮 古 婦 人 連 合 会	会 長	〃
15	宮 古 島 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	会 長	〃
16	宮 古 身 体 障 が い 者 連 合 会	会 長	〃
17	宮 古 島 市 役 所	副 市 長	〃
18	〃	教 育 長	〃
19	〃	企 画 政 策 部 長	〃
20	〃	総 務 部 長	〃
21	〃	福 祉 部 長	〃
22	〃	生 活 環 境 部 長	〃
23	〃	農 林 水 産 部 長	〃
24	〃	建 設 部 長	〃
25	〃	上 下 水 道 部 長	〃
26	〃	観 光 商 工 局 長	〃
27	〃	教 育 部 長	〃
28	〃	生 涯 学 習 部 長	〃
29	〃	消 防 長	〃
30	〃	伊 良 部 支 所 長	〃
31	〃	会 計 管 理 者	〃
32	〃	議 会 事 務 局 長	〃

資料4-3 宮古島市防災会議運営要綱

宮古島市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市防災会議条例（平成17年宮古島市条例第12号）第5条の規定に基づき、宮古島市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及びその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故あるときは、副市長の職にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し防災会議を招集するいとまがないと認めるとき又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(委員の招集)

第3条 防災会議の招集は、会長の通知により、これを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 委員は、前項の規定による代理者を指名したときは、あらかじめ文書で会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公表の方法)

第5条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、宮古島市公告式条例（平成17年宮古島市条例第3号）の例による。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例第44号）に準じ支給する。ただし、国の職員、県の職員及び本市の職員には支給しない。

## 参考資料

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料4-4 宮古島市災害対策本部条例

宮古島市災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第13号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、宮古島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部員長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

資料5-1 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

参考資料

資料5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

発表官署 宮古島地方気象台

1. 特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

2. 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 宮古島地方気象台

宮古島市	府県予報		宮古島地方	
	一次細分区域		宮古島地方	
	市町村等をまとめた地域		宮古島	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：3時間雨量 130mm 平坦地以外：1時間雨量 90mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150
	洪水	雨量基準		洪水警報は発表しない
		流域雨量指数基準		
		複合基準		
	暴風	平均風速		25m/s
	波浪	有義波高		6.0m
高潮	潮位		2.0m	
注意報	大雨	雨量基準		平坦地：3時間雨量 80mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm
		土壌雨量指数基準		120
	洪水	雨量基準		洪水注意報は発表しない
		流域雨量指数基準		
		複合基準		
	強風	平均風速		15m/s
	波浪	有義波高		2.5m
	高潮	潮位		1.3m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%			
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	120mm

※土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1km 四方ごとに設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、宮古島市における基準値の最低値を示している。

※大雨、波浪、高潮の警報・注意報、暴風警報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。また、濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

資料6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定等

## 九州・山口9県災害時相互応援協定

### (趣旨)

**第1条** この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口9県という。」）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

### (応援項目)

**第2条** 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他の災害応急措置の応援のため必要な事項

### (協定の運用体制)

**第3条** 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整にあたる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援要請手続等)

**第4条** 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又は、ファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係わる手続き等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指導等)

- 第5条** 応援部隊は、応援措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。
- 2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

- 第6条** 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。
- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

- 第7条** 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事項を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料を取りまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
  - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主催すること。
  - 三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
  - 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。
- 2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

- 第8条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

- 第9条** この協定は、平成7年11月8日から適用する。
- この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事	山口県知事
大分県知事	宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事	

## 九州・山口 9 県災害時相互応援協定運営要綱

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、九州・山口 9 県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）に運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

### (幹事県及び副幹事県等)

**第 2 条** 協定第 3 条第 4 項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表に第 1 のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに時期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

### (各県の総合連絡担当部局)

**第 3 条** 協定第 3 条第 5 項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第 2 のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第 2 条第 6 号に定める事項を併せて担当することとする。

### (応援要請に係わる手続き等の細目)

**第 4 条** 協定第 4 条各項（第 3 項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第 4 条第 3 項の規定に基づく応援要請に係わる手続き等の細目は、協定第 2 条第 1 号から第 5 号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第 2 条第 6 号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第 2 条第 2 項から第 5 号までの応援項目以外に係わる物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所、及び搬送手段

二 その他物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

### (経費の負担基準)

**第 5 条** 協定第 6 条第 1 項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係わる次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係わる職員の旅費の額及び諸手当

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

## 参考資料

- 五 前各号に係わる応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費
- 2 協定第6条第2項の規定に基づき応援した県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

### 附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

### 別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成7年度	福岡県	長崎県
平成8年度	佐賀県	熊本県
平成9年度	長崎県	大分県
平成10年度	熊本県	宮崎県
平成11年度	大分県	鹿児島県
平成12年度	宮崎県	沖縄県
平成13年度	鹿児島県	山口県
平成14年度	沖縄県	福岡県
平成15年度	山口県	佐賀県

注) 平成16年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

### 別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災課
佐賀県	総務部	消防防災課
長崎県	総務部	消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境課	消防防災課
宮崎県	総務部	消防防災課
鹿児島県	総務部	消防防災課
沖縄県	文化環境部	消防防災課
山口県	総務部	消防防災課

参考資料

【様式等】

資料7-1 災害対策配備要員名簿（様式）

平成 年 月 日現在

( 部・支所 課・班)	部長等氏名	
	自宅電話	
	携帯電話	
	備 考	

課 長 等	課長氏名		主幹氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	

第 一 配 備 要 員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	

第 二 配 備 要 員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	

参考資料

第三配備 (全職員)	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
氏 名		氏 名		
自宅電話		自宅電話		
携帯電話		携帯電話		
備 考		備 考		
氏 名		自 宅		
自宅電話		自宅電話		
携帯電話		携帯電話		
備 考		備 考		

資料7-2 災害対策配備要員報告書（様式）

年 月 日

災 害 対 策 配 備 要 員 報 告 書

総 務 対 策 部 長 殿

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告します。

	職 名	氏 名	配備時間	備 考
1			時 分～ 時 分	
2			時 分～ 時 分	
3			時 分～ 時 分	
4			時 分～ 時 分	
5			時 分～ 時 分	
6			時 分～ 時 分	
7			時 分～ 時 分	
8			時 分～ 時 分	
9			時 分～ 時 分	
10			時 分～ 時 分	

※ 記入については、災害警戒本部及び災害対策本部に配備されているもの、又は主管部局等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限る。（通常業務の延長としての業務対策は含まない。）

資料7-3 災害概況調査票（様式）

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

総務班整理番号

●報告者氏名						
●災害対策部及び班名			部	班		
●参集報告						
参集日時		年	月	日	時	分
●見聞情報（参集時に見聞した情報）						
・ 自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること）						
・ 道路の状況						
・ 建物被害の状況						
・ 救助者の有無						
・ 火災の発生状況						
・ その他気付いたこと						
火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務対策部総務班に連絡する						
●地図・略図						

参考資料

資料7-4 災害調査票（様式）

災害調査票（調査行政区名： ）

災害名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、3 日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。  
但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・事務所名	建物の用途	主たる被害の原因	被害区分				その他	人的被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 ( cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 ( cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 ( cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 ( cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 ( cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 ( cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		

参考資料

資料7-5 災害報告様式及び記載方法（様式）

災害即報様式第1号

災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死 傷 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		班 壊 棟	床上浸水 棟
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>						
応急対策の状況						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名		区分		被害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	
			冠 水	ha	
畑	流失・埋没		ha		
	冠 水		ha		
報告者名		文教施設	箇所		
		病院	箇所		
区分		被害			
人的被害	死者	人			
	行方不明者	人			
	負傷者	重傷	人		
		軽傷	人		
住家被害	全壊	棟			その他
		世帯			
		人			
	半壊	棟			
		世帯			
		人			
	一部破損	棟			
		世帯			
		人			
	床上浸水	棟			
		世帯			
		人			
床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯	
	世帯		り 災 者 数	人	
	人		火災発生		
非住家	公共建物	棟	建 物	件	
	その他	棟	危 険 物	件	
			そ の 他	件	

区分		被害			
公立文教施設	千円			災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分
農林水産業施設	千円				2.廃止年月日時分
公共土木施設	千円				3.避難状況
その他の公共施設	千円				4.応援要請の概要
小 計	千円				5.応急措置の概要
その他	農産被害	千円			6.救助活動の概要
	林産被害	千円			7.その他の措置
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
商工被害	千円				
その他	千円				
被害総額	千円			災害救助法の適用	有・無
				消防職員出動延人数	人
				消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況				

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名		区分		被害		
災害名 ・ 確定年月日	災害名		田	流失・埋没	ha	
	月 日 時確定			冠 水	ha	
報告者名			畑	流失・埋没	ha	
				冠 水	ha	
区分		被害		文教施設	箇所	
人的被害				病院	箇所	
死者	人			道路	箇所	
	行方不明者	人			橋りょう	箇所
負傷者	重傷	人			河川	箇所
	軽傷	人			港湾	箇所
住家被害	全壊	棟			砂防	箇所
		世帯			清掃施設	箇所
		人			崖くずれ	箇所
	半壊	棟			鉄道不通	箇所
		世帯			被害船舶	隻
		人			水道	戸
	一部破損	棟			電話	回線
		世帯			電気	戸
	床上浸水	棟			ガス	戸
		世帯			ブロック塀等	箇所
床下浸水	棟			り災世帯数	世帯	
	世帯			り災者数	人	
非住家	公共建物	棟			火災発生	建物
	その他	棟			危険物	件
				その他	件	

区分		被害		備考			
公立文教施設	千円			災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置		
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
その他	農産被害	千円				災害救助法の適用	有・無
	林産被害	千円				消防職員出動延人数	人
	畜産被害	千円		消防団員出動延人数	人		
	水産被害	千円		災害発生場所			
	商工被害	千円		災害発生年月日			
その他	千円		災害の種類概況				
被害総額	千円			消防機関の活動状況			
				その他(避難の勧告・指示の状況)			

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

公立文教施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。  
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公共土木施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。  
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。  
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

その他の公共施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

## 農 産 被 害

1. 農作物等被害

沖縄県宮古島市

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	h a	h a	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

## 林 産 被 害

1. 林産物等被害

沖縄県宮古島市

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。  
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

## 畜 産 被 害

1. 家畜等及び蚕繭被害

沖縄県宮古島市

家畜等及び蚕繭被害	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

## 水 産 被 害

沖縄県宮古島市

1. 船舶被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。  
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

沖縄県宮古島市

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

参考資料

災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名 ( 宮古島市 )

区分		災害名	発生年月日							計
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷	重傷	人							
		軽傷	人							
住居被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
		棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
	一部破損	棟								
		世帯								
	床上浸水	棟								
		世帯								
人										
棟										
世帯										
人										
床下浸水	棟									
	世帯									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の	田畑冠	流失、埋没	ha							
		その他	ha							
		流水、埋没	ha							
	冠水	ha								
	文教施設	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖崩れ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電話	回線								
	電気	戸								
	ガス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
建物	件									
危険	件									
その他	件									
り	災世帯数	世帯								
り	災者数	人								
公	共文教施設	千円								
農	林水産業施設	千円								
公	共土木施設	千円								
そ	の他の公共施設	千円								
そ	の農産被害	千円								
	の林産被害	千円								
	の畜産被害	千円								
	の水産被害	千円								
	の商工被害	千円								
そ	のその他	千円								
被	害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分								
	解散	月日時分								
災	害救助法適用	有・無								
消	防職員出動延人数	人								
消	防団員出動延人数	人								

災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

## 被害状況の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区域		判定基準
一 人的 被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
二 住家 の 被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくても、同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	

参考資料

被害区域		判定基準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
三 非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
四 畑 の 被 害	畑の流失・埋没、冠水	畑の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
五 そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	

参考資料

被害区域		判定基準
	河岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
五 そ の 他 の 被 害	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数の内、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	崖くずれ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話被害	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立 文教施設	公共の文教施設とする。
	農林水産業 施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木 施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

参考資料

被害区域	判定基準
公共施設 被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設及び公共施設以外の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料7-6 自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）

災害派遣要請要求書様式

		第	号
		年	日
		月	
沖縄県知事	様		
		宮古島市長	印
自衛隊の災害派遣要請について			
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

参考資料

災害派遣撤収要請要求書様式

		第	号
		年	月
			日
沖縄県知事	様		
		宮古島市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について			
年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請			
について、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請日時		
	年 月 日 時 分		
2	派遣された部隊		
3	派遣人員及び従事作業の内容		
4	その他参考となるべき事項		

資料7-7 避難勧告発令情報（様式）

別紙様式 1

避難勧告等発令情報

宮古島市

送付日時 : 月 日 時 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 月 日 時 分

3 対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※ 1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ①大雨による浸水の危険があるため    | ②大雨による土砂災害の危険があるため |
| ③地震による土砂災害の危険があるため  | ④地震による家屋崩壊の危険があるため |
| ⑤地震による津波発生のおそれがあるため | ⑥地震による津波警報が発表されたため |
| ⑦その他（               | ）                  |

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線）

FAX（防災無線）

防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

資料7-8 避難者カード・避難者名簿（様式）

整理番号（ ）

避難者カード

収容避難所		担当職員	
-------	--	------	--

住 所					
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

●離散家族

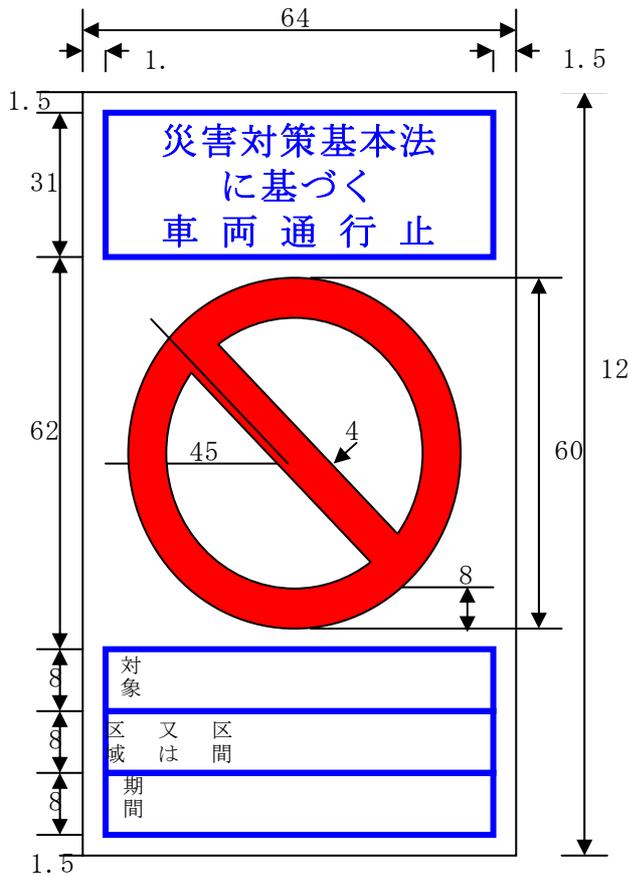
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

※ 世帯ごとに作成すること。



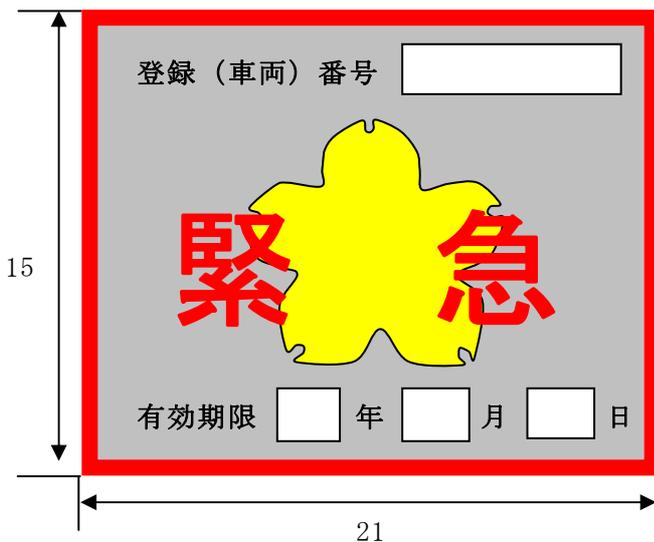
資料7-9 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）

[ 様式 1 ] 〈車両通行止〉



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

[ 様式 2 ] 〈緊急通行車両標章〉



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

参考資料

[ 様式 3 ] 〈証明書〉

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

※ 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。



参考資料

資料7-11 生活必需品等の供給状況（様式）

生活必需品等の供給状況

作成者				整理番号					
住家被害区分	世帯主氏名 及び住所	世帯構成人員	供給 月日	供給物資				供給 額計	
				品名					
		人		品名				円	
				単価					
		人		品名					円
				単価					
		人		品名				円	
				単価					
		人		品名					円
				単価					
		人		品名				円	
				単価					
		人		品名					円
				単価					
		人		品名				円	
				単価					
		人		品名					円
				単価					

※ 「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。  
「供給物質」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。



参考資料

捜 索 者 名 簿

整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				

参考資料

資料7-13 遺体調書等（様式）

遺 体 調 書

		番 号				
搜索収容者						
遺体の種別		1 身元不明遺体      2 遺体引受人のいない遺体      3 その他				
遺体発見日時		年                      月                      日                      時                      分頃				
遺体発見場所						
遺体の身元	本籍					
	住所					
	氏名		性別	男 ・ 女	年齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）					
遺族その他関係者	現住所	連絡先                      (                      )				
	氏名	(死亡者との続柄)				
	遺体の引受け	可 ・ 不可      (引渡し：      年      月      日)				
	遺骨の引取り	可 ・ 不可      (引渡し：      年      月      日)				
検視（検分） 日                      時	月      日                      時      分		検視（検分）者			
検案日時	月      日                      時      分		検案医師			
火葬許可証 公布日	年      月      日		火葬日		年      月      日	
(所持品の処理)					(備考)	

※ 複数の安置所を開設した場合、番号が重複しないよう番号の先頭に安置所名を明記する。







参考資料

(管理、使用、収用)

管理第                      号  <h2 style="margin: 0;">公 用 令 書</h2>  住所 氏名  第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり <span style="float: right;">管理 収用</span> を使用する。  年        月        日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> <span>処分権者 氏名</span> <span>印</span> </div>							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

(変更)

変更第                      号  <h2 style="margin: 0;">公 用 変 更 令 書</h2>  住所 氏名  第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書 (    年    月    日第    号) に係 る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付 する。  年        月        日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> <span>処分権者 氏名</span> <span>印</span> </div>							
変更した処分内容							

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)

参考資料

(取消)

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
	住所 氏名
第71条	
災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号） に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	処分権者 氏名 印

(備考：用紙は日本工業規格 A5 とする)





(第2号様式)

		第 年 月 日 平成	
<b>り 災 証 明 書</b>			
世帯住所			
氏 名		世帯人員 名	
被害状況	災害の原因	1. 風水害      2. 震火災      3. その他	
	り災年月日 時 刻	平成 年 月 日 午 前後 時 分頃	
	り災場所	宮古島市	
	り災程度	1 住 家	(1) 全 壊 (焼)                      (4) 床上浸水 (2) 流 失                              (5) 床下浸水 (3) 半 壊 (焼)                      (6) 一部破損
	2 人 員	(1) 死 亡 名                      (3) 重 症 名 (2) 行方不明 名                      (4) 軽 傷 名	
備 考			
適 用	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日			
宮古島市長			印

(第3号様式)

証 明 書		
宮古島市長	殿	
平成 年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 局 番		
(印)		
下記事項を確認し相違ないことを証明します。		
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午 (前・後) 時 分頃	
被 害 物	所 在 地	
	構 造	
所 有 者 また は 世 帯 主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明書を行う者は、警察官・自治会長・民生委員等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

<h2 style="margin: 0;">り 災 届 出 願 書</h2>	
宮古島市長	殿  平成 年 月 日  住所 願 出 氏 名 人  連絡先 局 番
下記災害による被害があったことを届出します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午(前・後) 時 分頃
被 物	所在地 物件
所 有 者 有 持 主 世 帯	住 所 氏 名
被 災 状 況	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 NTT西日本(株) (ア 固定資産滅失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 ( ) ( 通)

平成 年 月 日

上記届出の被害状況を別紙の通り証明する。

(第5号様式)

		平成	第	年	月	号	日
り 災 届 出 証 明 書							
世帯住所							
氏名		世帯人員 名					
被害状況	災害の原因	1. 風水害      2. 震火災      3. その他					
	り災年月日 時 刻	平成 年 月 日 午 前後 時 分頃					
	り災場所	宮古島市					
	り災状況						
適用	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。						
上記のとおり、り災届出があったことを証明する。							
平成 年 月 日							
宮古島市長							㊟

※ この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

資料7-17 義援金等受領書（様式）

義 援 金 品 等 受 領 証

(整理番号 )

金 額 ￥

品 名	数 量	備 考

以上の通り受領いたしました。  
ご厚意に厚くお礼申し上げます。

年 月 日

殿

宮古島市災害対策本部長  
宮古島市長

印







# 宮古島市地域防災計画 参考資料

(平成25年度修正)

発行 宮古島市防災会議  
事務局 宮古島市総務部総務課

宮古島市平良字西里186

電話 (0980)72-3751

FAX (0980)73-1645